

ARDFハンドブック



一般社団法人 日本アマチュア無線連盟

ARDF委員会／編集

2017年6月 改訂

はじめに

「FOXハンティング」というアマチュア無線のゲームを皆さんはご存じですね。無線送信機を隠し持っている人をFOX(狐)に見立てて、電波探知用アンテナ付き受信機を持ったハンター(狩人)が狐役を追いかけて捕まえるのがFOXハンティングです。このゲームに地図と磁石を用いて野山を駆けめぐるオリエンテーリングの要素を採り入れて、スポーツ性を高めたものがARDF(Amateur Radio Direction Finding)という競技です。この競技はもともと欧州諸国で盛んになり、日本には中国経由で1981年頃から徐々に導入されました。

1991年からは、一般社団法人 日本アマチュア無線連盟(JARL)の事業としてこの競技を推進し普及を図ってまいりました。ARDFは競技でありますので、競技が公平かつ安全に楽しめるようルールが定められています。ルールは、定期的に見直されていますので、最新のルールをJARLのホームページなどを確認するようにお願いします。

このハンドブックではJARL ARDF委員会が定めたARDF競技のルールやARDF競技に関する情報などをわかり易く説明してあります。このハンドブックを有効に活用していただき、そしてARDF競技を楽しんでください。

[目次]

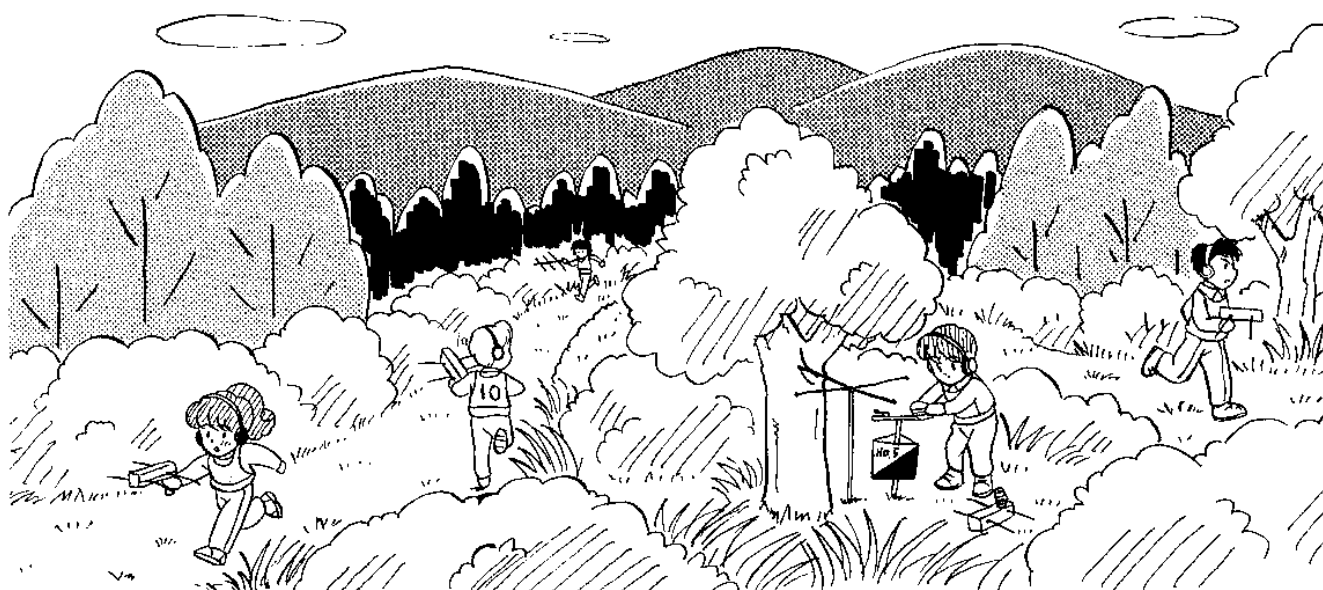
はじめに	1
第1章 ARDF競技を楽しもう	
1-1 ARDF競技とは	3
1-2 ARDFの歴史	4
1-3 世界のARDF	7
第2章 ARDFはこんなルールで行われる	
2-1 ARDF競技大会実施規程について	9
2-2 ARDF競技の実施方法について	13
2-3 表彰について	34
第3章 よりいっそう楽しむために	
3-1 競技会へ参加するには	36
3-2 受信機とアンテナ	38
3-3 競技用地図とその読み方	39
3-4 TXの探し方	43
第4章 競技大会はこうやって開催する	
4-1 大会運営の手順	45
4-2 競技の審判長、審判員及び裁定長の担当業務	49
4-3 審判員の心得	53
4-4 TXの設置場所の決め方	54
4-5 ARDF審判員に関する規約について	56
第5章 競技大会を安全に実施するために	
5-1 競技大会の安全ガイダンス	60
5-2 ARDF競技と救急処置について	63
第6章 競技大会のスキルアップ	64
資 料	
1 ARDF競技大会実施規程	74
2 ARDF競技の実施方法	76
3 ARDF競技の審判員に関する規約	92

第1章 ARDF競技を楽しもう

1-1 ARDF競技とは

エイアールディーエフ

ARDF (Amateur Radio Direction Finding) は、山野に設置された送信機(TX)を決められたルールに従って探し出しゴールに向かう競技で、探査したTXの個数とスタートしてからゴールするまでの時間を競う競技です。TXからは、どのTXであるかを識別する信号がモールス符号で送られます。競技者は、受信機とアンテナ・地図などを使って、各TXを探します。



競技部門として、クラシック競技と呼ばれるARDFの原形である5つのTXを探す競技(3.5MHz部門と144MHz部門がある)、短距離でスピーディーに競技を行うスプリント競技部門、地図上に示されたTXの公称位置まで地図とコンパスを使って進み、公称位置から微弱なTXの信号を探査するFOX-O競技部門があります。スプリントとFOX-Oでは、3.5MHz帯の周波数が使われます。

1-2 ARDFの歴史

アマチュア無線の楽しみかたの一つとして、FOXハンティングは有名ですが、ヨーロッパではARDFの起源となるスポーツもかなりの歴史を持つようです。1926年の“Wireless World”という雑誌に「隠された送信機を探す」というタイトルで記事があるそうです。オリエンテーリングが盛んな北欧のスウェーデンでは、1948年に最初の競技会が行われています。ただ、当時はまだ受信機材が大きくて重かったため、自転車や自動車を使ったものだったそうです。日本でARDFが紹介されたのは、1980年代になってからです。日本のARDFの起源は、中国のアマチュア無線解禁と大きな関係があります。冷戦時代、東の大国であった中国はソ連(当時)や東欧諸国との関係が強く、アマチュア無線局が許可される前から「無線電測向」という名前で競技が行われていました。中国でのアマチュア無線局が開局を期待し日中友好の目的で、JARLは1981年より数回の訪中団を派遣しています。訪中団が中国から持ち帰ってきたのが、日本のARDFのルーツです。

JARLニュースによると、1984年8月号に10月に中国四川省成都で開催される「第1回中日アマチュア無線方向探知親善トーナメント」の参加募集が掲載しました。1985年3月号では、5ページの紙面を使ってARDFの国際ルールを掲載しました。この時、日本では「フォックステーリング」を競技の名称とすることにしています。そして、国際ルールに準じた国内初めての競技会が1985年4月28日に群馬県で開催され、10月6日には中国からも選手を招き同じ群馬県で「第1回関東FOXテーリング大会」が開催されました。これが、現在の日本のARDFの始まりでしょう。

1987年10月静岡県でJARL他の後援の下、「第1回FOXテーリング全国大会」が盛大に開催され、毎年全国大会が開催されるようになりました。1989年より全国大会はJARLの主催となり、全国の各地方本部持ち回りで開催されています。1990年からJARLでは競技の呼称を国際的に通用する「ARDF」に変更しました。

日本では、ARDF導入当初は、144MHz帯を使用した競技が主に行われていましたが、中国を含め海外では送信機や受信機の構成が簡単な3.5MHz帯を使用した競技も盛んに行われていました。JARLでは、2004年に開催した第16回全日本ARDF競技大会で3.5MHz帯を使用した競技をエキシビジョン大会として開催し、2014年の第26回全日本競技大会より両競技とも正式競技となっています。また、2011年に開催された「IARU第1地域ARDF選手権大会」で導入されたスプリント競技と同じころ欧州やオーストラリアで広まりだしたFOX-O競技は、2017年にJARLのルール(ARDF競技の実施方法)にも追加されました。

国際大会の競技審判に従事する「国際審判員」は、ヨーロッパ(IARU第1地域)に約40名が登録されています。日本では1993年に2名が、1999年に新たに3名が登録され、2016年現在5名の「国際審判員」がおり、世界選手権大会や第3地域選手権大会の審判員として従事しています。

FOXテーリング全国大会

この競技は、全日本ARDF競技大会の前身である。当時はJARL後援であった。

1987年 - 静岡県富士宮市朝霧高原

1988年 - 静岡県富士宮市朝霧高原

1989年よりJARL主催の大会となる。

第1回 1989年 - 埼玉県狭山市西武園遊園地

ARDF全国競技大会

ARDF全国競技大会に名称変更された。

第2回 1990年 - 兵庫県三木市グリーンピア三木

全日本ARDF競技大会

現行の「全日本ARDF競技大会」に名称が変更された。

第3回 1991年 - 静岡県富士宮市朝霧高原

第4回 1992年 - 長野県上伊那郡高遠町晴ヶ峰高原

第5回 1993年 - 熊本県下益城郡富合町雁回山

第6回 1994年 - 愛媛県上浮穴郡久万高原

第7回 1995年 - 北海道江別市野幌森林高原

第8回 1996年 - 秋田県大館市長根山

第9回 1997年 - 富山県中新川郡立山町グリーンパーク吉峰

第10回 1998年 - 広島県豊田郡本郷町中央森林公園

第11回 1999年 - 山梨県北巨摩郡大泉村八ヶ岳高原泉郷

第12回 2000年 - 福島県岩瀬郡岩瀬村総合運動公園

第13回 2001年 - 新潟県北蒲原郡黒川村胎内パーク

第14回 2002年 - 北海道砂川市北海道子どもの国

第15回 2003年 - 秋田県北秋田郡森吉町(森吉高原)

第16回 2004年 - 岡山県真庭郡川上村蒜山高原

第17回 2005年 - 石川県鹿島郡中能登町

第18回 2006年 - 静岡県富士市

第19回 2007年 - 兵庫県三木市

第20回 2008年 - 鹿児島県霧島市

第21回 2009年 - 茨城県土浦市

第22回 2010年 - 長野県諏訪郡富士見町

第23回 2011年 - 香川県さぬき市

第24回 2012年 - 岐阜県関市・岐阜市

第25回 2013年 - 富山県砺波市(富山県砺波青少年自然の家周辺)

第26回 2014年 - 広島県福山市(ツネイシしまなみビレッジ周辺)

第27回 2015年 - 滋賀県野洲市(近江富士周辺)

第28回 2016年 - 新潟県新発田市(紫雲寺記念公園・五十公野公園)

第29回 2017年 - 徳島県

国内で開催された国際競技大会

2005年 - 第6回 I A R U 第3地域 A R D F 選手権大会 - 新潟県阿賀野市

2015年 - 第10回 I A R U 第3地域 A R D F 選手権大会 - 群馬県渋川市

1-3 世界のARDF

ARDFは、ヨーロッパで発祥した競技です。1952年には、スウェーデンで国内選手権が開かれています。ヨーロッパ選手権大会は1961年から開催されており、1980年から世界選手権大会と呼称を変更しています。ヨーロッパ以外では、1984年に中国と北朝鮮が初めて参加しています。

1986年9月ユーゴスラビア(当時)のサラエボで開催された「第3回ARDF世界選手権大会」に、JARLは初めて選手を派遣しました。その後、1988年スイス(第4回ARDF世界選手権大会)以降、毎年ARDF世界選手権大会」に日本選手団を派遣しています。

IARUの第3地域(アジア・太平洋)では、中国・北朝鮮・日本・韓国・オーストラリア・ニュージーランド・モンゴルなどで競技が行われています。「IARU第3地域ARDF選手権大会」は、1993年に第1回大会が中国で、1996年第2回大会がオーストラリア、1999年に第3回大会が韓国で開催されました。

1999年には、アメリカ・オレゴン州で「第1回IARU第2地域(南北アメリカ)ARDF選手権大会」が開催されています。

また、国内初となるARDFの国際大会「第6回IARU第3地域ARDF選手権大会」が2005年9月19日から24日にかけて、新潟県阿賀野市で開催されました。この大会にはオーストラリア、中国、韓国、モンゴル、タイ、カザフスタン、日本、他ロシア、アメリカから約100名の参加がありました。2015年9月6日から12日にかけては、群馬県渋川市で「第10回IARU第3地域ARDF選手権大会」が開催されました。この大会には、オーストラリア、中国、韓国、モンゴル、タイ、台北、アメリカ、日本から154名の参加がありました。

<参考>ヨーロッパ選手権・世界選手権・第3地域選手権の記録

ヨーロッパ選手権

第1回	1961年	スウェーデン	: 参加9ヶ国
第2回	1962年	ユーゴスラビア	: 参加6ヶ国
第3回	1963年	ソ連	: 参加10ヶ国
第4回	1965年	ポーランド	: 参加9ヶ国
第5回	1967年	チェコスロバキア	: 参加10ヶ国
第6回	1971年	西ドイツ	: 参加10ヶ国
第7回	1973年	ハンガリー	: 参加11ヶ国
第8回	1977年	ユーゴスラビア	: 参加12ヶ国

世界選手権

第1回	1980年	ポーランド	: 参加11ヶ国
第2回	1984年	ノルウェー	: 参加12ヶ国
第3回	1986年	ユーゴスラビア	: 参加17ヶ国
第4回	1988年	スイス	: 参加17ヶ国
第5回	1990年	チェコスロバキア	: 参加19ヶ国
第6回	1992年	ハンガリー	: 参加23ヶ国
第7回	1994年	スウェーデン	: 参加27ヶ国
第8回	1997年	ドイツ	: 参加29ヶ国
第9回	1998年	ハンガリー	: 参加32ヶ国
第10回	2000年	中国	: 参加26ヶ国
第11回	2002年	スロバキア	: 参加29ヶ国
第12回	2004年	チェコ	: 参加28ヶ国
第13回	2006年	ブルガリア	: 参加30ヶ国
第14回	2008年	韓国	: 参加26ヶ国
第15回	2010年	クロアチア	: 参加33ヶ国
第16回	2012年	セルビア	: 参加30ヶ国
第17回	2014年	カザフスタン	: 参加16ヶ国
第18回	2016年	ブルガリア	: 参加37ヶ国
第19回	2018年	韓国	

I A R U 第3地域選手権

第1回	1993年	中国	: 参加8ヶ国
第2回	1996年	オーストラリア	: 参加9ヶ国
第3回	1999年	韓国	: 参加8ヶ国
第4回	2001年	モンゴル	: 参加7ヶ国
第5回	2003年	オーストラリア	: 参加6ヶ国
第6回	2005年	日本(新潟)	: 参加8ヶ国
第7回	2007年	モンゴル	: 参加6ヶ国
第8回	2009年	タイ(情勢悪化の為)	中止)
第9回	2011年	オーストラリア	: 参加7ヶ国
第10回	2013年	韓国	: 参加7ヶ国
第11回	2015年	日本(群馬)	: 参加8ヶ国
第12回	2017年	モンゴル	

第2章 ARDFはこんなルールで行われる

JARLでは、ARDF競技の基本となるルールとして「ARDF競技大会実施規程」(以下、規程と記します。)を、またこの規程に基づいて「ARDF競技の審判員に関する規約」と「ARDF競技の実施方法」を制定しています。()内は関係規程条項です。

2-1 ARDF競技大会実施規程について

この規程は、JARLが主催又は公認するARDF競技大会を実施するために必要な基本的事項を定めています(第1条)。

1 ARDF競技の定義

ARDFは、国際アマチュア無線連合(略称IARU、以下IARUと記します。)憲章に定められた、IARUの事業でアマチュア無線活動の1つのジャンルです。

「ARDF競技の実施方法」によって、競技地域の数箇所に設置された送信機(「TX」という。)を、競技者が受信機と競技用地図によって探査し、その探査個数と探査時間を競う競技です(第2条)。

2 ARDF競技大会の種別

ARDF競技大会は、次の4種別とし、それぞれの参加資格を定めています(第3条)。

(1) 全日本ARDF競技大会

この競技大会は、JARL主催により毎年1回開催し(第3条第2項)、日本国内に住所を有する者が参加できる大会です。

大会会長は連盟の会長、運営は開催地の地方本部長を長とする実行委員会が行います(第7条)。

(2) 地方ARDF競技大会

この競技大会は、一又は二以上の地方本部区域を一の主催単位として(1つの地方本部が単独で開催する事が基本ですが、2つ以上の地方本部が合同で地方大会を開催することもあるという意味です。)JARL主催により任意に開催(第3条第1項(1)、第2項)します。該当する地方本部区域に住所を有する選手を対象とする大会で、その他の地方本部区域に住所を有する者も参加できますが、表彰の基準が当該地方本部に住所を有する競技者とは異なります。

運営は一の地方本部長(合同開催の場合は、いずれかの地方本部長。)を大会会長とし、実行委員会を組織して行います(第4条第1項)。

(3) 支部ARDF競技大会

この競技大会は、JARL支部が主催するもので、その支部区域内に住所を有する者が参加することができる大会です(第3条第3項)。この競技大会は、規程の第6条第2項の開催条件(次頁、(4)の公認大会に同じ。)に適合してはなりません。

ん。なお、支部の区域外に住所を有する者も参加させることが認められています(第3条第6項)。

(4) 公認ARDF競技大会

この競技大会は、団体又は個人が主催するもので、次の条件に適合していなければなりません(第3条第4項、第6条第2項)。

- a 競技大会は、営利を目的としないものであること。
- b 競技の実施方法は、「ARDF競技の実施方法」によること。
- c 競技場所は、所有者と管理者から使用の承諾が得られていること。
- d 競技関係者は、全員傷害保険の被保険者になること。
- e この競技大会を主催しようとする者は、開催予定日の2箇月前までに所定の様式の開催申出書(1通)をARDF委員会に提出すること。申出書の写しは、開催地の当該支部長及び地方本部長に送付され(第6条第1項)、申し出の競技大会が認められた場合には、JARLから公認証が交付されます。

3 全日本ARDF競技大会の参加資格

この競技大会に参加できるのは、日本国内に住所を有する方です(第3条第1項(2))。なお、「招待選手(日本国内に住居しない外国人選手。)」として外国からの選手も参加できます(第3条第7項)。ARDF競技は、IARUの事業で、世界選手権や各地域〔世界を第I地域(ヨーロッパ・アフリカ)、第II地域(南北アメリカ)、第III地域(アジア・オセアニア)に分けています。日本は、第III地域に所属します。〕の選手権大会も実施されるなど、国際親善に大きな役割を果たしています。

4 地方ARDF競技大会の参加資格

この競技大会に参加できるのは、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 該当の地方本部区域内に住所を有する者(第3条第1項(1))
地方本部区域内に住所を有する方。この当該地方本部に住所を有する選手を対象に、大会表彰を行います。
- (2) 日本国内に居住しない外国人選手
全日本ARDF競技大会と同様、国際親善の観点から、日本国内に在住しない外国人の方であっても参加する事ができる事としています(第3条第7項)。
- (3) その他の地方本部に住所を有する者
当該地方本部区域に住所を有しない者も参加できます(第3条第5項)。
但し、この場合は、「大会表彰」の対象とはなりません。なお、表彰の仕方も、当該地方競技大会の実行委員会が定めるところによります。

5 競技大会の開催計画の申出

各競技大会は、次のような申し出等を行って開催することとなっています。

(1) 全日本ARDF競技大会

連盟が主催する大会ですので、年次計画に入ります。

(2) 地方ARDF競技大会

各地方本部において、前年度に計画され、各地方競技大会の大会会長は、開催予定日の2ヶ月前までに開催計画書をARDF委員会に提出します(第4条第2項)。

(3) 支部ARDF競技大会

各支部長から、あらかじめ所定の様式の開催申出書によって、ARDF委員会に届け出ます(第5条第1項)。

(4) 公認ARDF競技大会

公認競技大会を主催しようとする者は、開催予定日から2ヶ月前までに所定の様式の開催申出書1通をARDF委員会に提出します(第6条第1項)。

6 競技大会の迂遠経費等

支部、地方、全日本ARDF競技大会の運営に関する経費(競技大会関係者の障害保険の保険料を含む。)は、原則として競技者の参加費によって賄わなければなりません。

7 競技大会の表彰

全日本ARDF競技大会と地方ARDF競技大会については、ARDF委員会で以下に示しますような基準を定め、それぞれの「大会要項」に盛り込んでいます(第8条)。

(1) 全日本ARDF競技大会

全日本ARDF競技大会においては、通常は次のような表彰を行っています。

a 大会表彰

外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に、参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により1位から3位までは賞状とメダルを、4位から6位までは賞状を贈呈して表彰します。

b 特別賞

外国人選手の参加があった場合は、その外国人選手を対象とし、競技クラスにすべての参加選手を含む競技成績に基づき、特別賞を贈呈して表彰します。

c 高等学校・中学校対抗部門賞

M19、W19クラスの参加選手の在籍する高等学校および、M15、W15クラスの参加選手の在籍する中学校を対象とし、学校別に、競技成績の順位により1位から6位までの高等学校および中学校に賞状等を贈呈して表彰します。

d その他の表彰

全日本ARDF競技大会では、この他に各地方本部毎に競技成績を集計した「地方本部対抗部門」や支部毎に競技成績を集計した「支部対抗部門」などの賞を設けて、団体表彰を行っています。

(2) 地方ARDF競技大会

地方ARDF競技大会においては、通常は次のような表彰を行っています。

a 大会表彰

競技クラス毎に、当該地方本部(二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎)に住所を有する競技参加者を対象に、大会会長が入賞者に賞状等を贈呈して表彰します。

b 総合賞

大会表彰の他に、地方競技大会長は、全ての競技参加者を対象に表彰することができるとしています(地方ARDF競技大会実施要項)。

8 競技大会結果報告書

地方、支部、公認ARDF競技大会の主催者は、その競技大会終了後、速やかに次の事項を記載した所定の様式の「競技大会結果報告書」をARDF委員会に提出しなければなりません(第4条第3項、第5条第2項、第6条第4項)。

a 競技クラス別競技参加者の人数

b 裁定長、審判長、審判員の名簿(審判員資格、資格者証の番号を含む。)

c 実行委員会委員等の名簿(裁定長、審判長、審判員以外の者で、競技大会の運営に従事した者のうち、審判員資格者証を有する者。)

9 審判員等の従事証明書の発行

公認、支部、地方、全日本ARDF競技大会の主催者は、競技大会の裁定長、審判長、審判員その他、運営に従事した実行委員会委員等のうち、A級審判員の資格者証の交付申請及び資格者証の更新に必要な証明書の発行の申出があった場合は、所定の様式の書類を発行します(第10条)。

2-2 ARDF 競技の実施方法について

1 総則

1.1 解説目的

この実施方法の解説は、JARL主催の地方及び全日本ARDF競技大会における競技の実施方法を具体的に図表、例題等を用いて説明したものです。この目的は競技者及び大会主催者に方法を理解していただき、大会が支障なく円滑・安全に実施できることを目的としています。なお、支部及び公認の競技大会においてもこの実施方法を準用することになります。

1.2 競技部門、競技クラス

競技部門は、クラシック競技3.5MHz部門・クラシック競技144MHz部門・スプリント競技部門・FOX-O競技部門によって大別されます(1-2)。送信機(「TX」という。)の送信周波数は、クラシック競技では3.5MHz帯及び144MHz帯、スプリント競技とFOX-O競技では、3.5MHz帯を使用します。

競技クラスは競技者(身体障害者の場合は、介護者を含む。以下同じ。)の年齢及び性別によって、次の15クラスに分けます。

女性(W)	男性(M)	年齢
W12	M12	大会開催日を含む学校年度に小学生である者
W15	M15	大会開催日を含む学校年度に中学生である者
W19	M19	大会開催年の12月31日現在、20歳未満
W21	M21	制限なし
W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上
	M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上
W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上
W60	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上
	M70	大会開催年の12月31日現在、70歳以上

なお、支部及び公認ARDF競技大会の場合は、必要に応じて上記クラスの細分化又は統合ができます。

1. 3 競技地域

競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、スタート地点、ゴールおよび全てのTXの高低差は200mを超えないこと。

しかし、次のような危険な場所、方向探知に支障のある場所は、避けなければなりません。例えば、交通の激しい所、崖や水域のある場所、野生動物のいる所、変電所等送電線の集中している所などです。

競技地域が決まりましたら、大会主催者(実行委員会)は競技地域の所有者、管理者或いは地元の自治会等へ競技大会を行うことを説明します。その使用の承諾を得てから競技用地図を準備することになります。

2 送信装置(TX)

2. 1 TXの設置間隔

クラシック競技

競技区域内には、5台のTXを設置します。TXは第2-1図のようにスタート地点から750m以上離し、各TXは400m以上の間隔にします(2-1)。

ビーコンも第6番目のTXと考えて、上記基準を適用することが望ましいです。

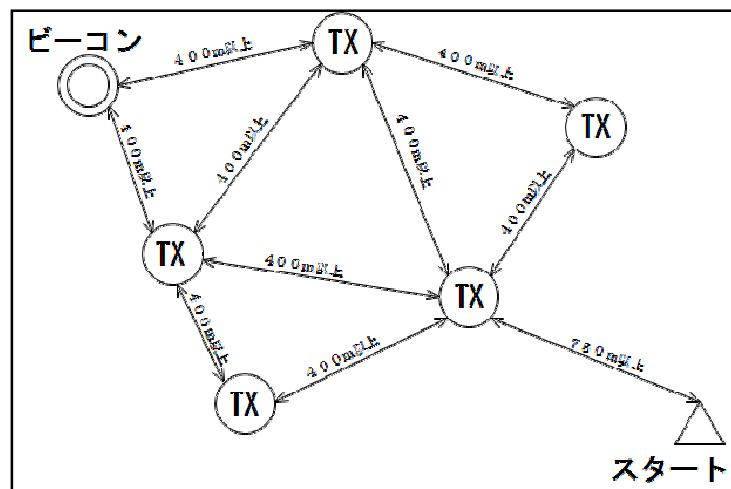
【例題2】

スタート地点から最も近いTXまでの距離を750m以上にするのは、どのような意図があるのでしょうか。また、距離の測定方法はどのようにするのでしょうか。

《答》

スタート直後、競技者の走力によって競技者を分散させるために、この距離をとります。スタートから近くした場合は後から来る競技者に追従され、TXが探査され易い。

つまり、競技者の行動だけでTXを探査できることがあります。運、不運が左右する偶然性を排除して公平に競技が行えるように配慮したものです。また、距離は競技用地図上の直線距離です。

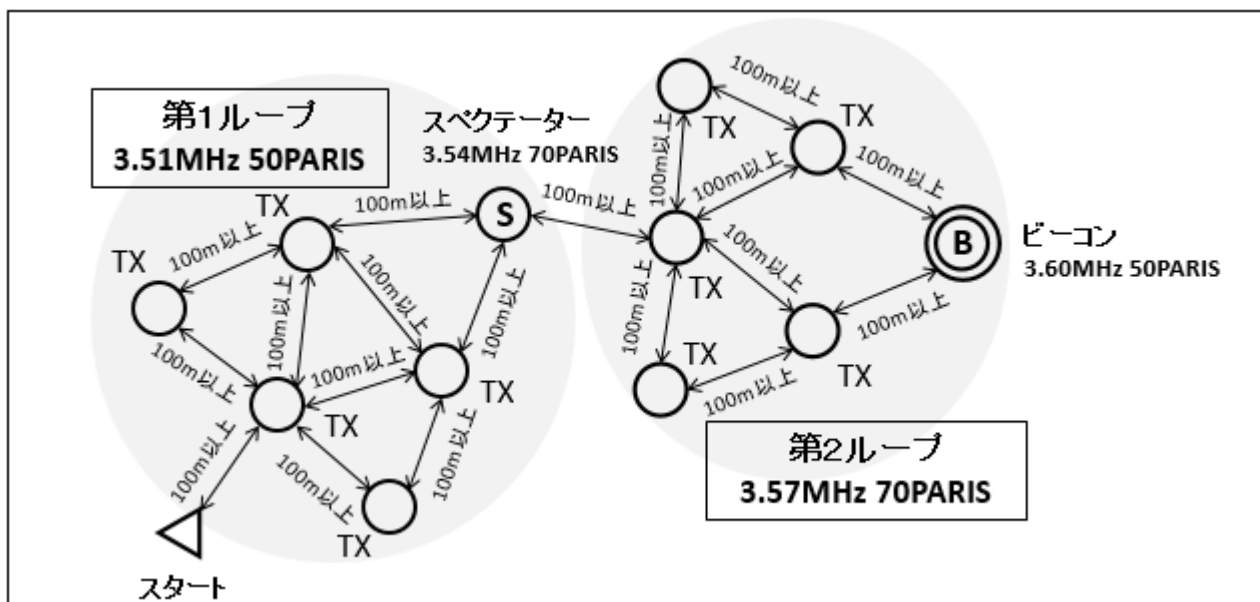


< 第2-1図 > クラシック競技のTXの配置距離の一例

スプリント競技

各グループにおいて5個のTXは、それぞれ100m以上の間隔をもって設置する。

スタート地点に最も近いTXは、スタート地点から100m以上のところに設置する。ただしスペクテーターおよびビーコンは、100m以内のところに設置してもよい。第1グループと第2グループの設置場所は異なる事が望ましいが、混在させることもできる。



< 第2-2図 > スプリント競技のTXの配置の一例

FOX-O競技

10個のTXおよびビーコンは、それぞれ250m以上の間隔をもって設置する。

スタート地点に最も近いTXおよびビーコンは、スタート地点から250m以上のところに設置する。

2. 2 総距離とビーコン設置

スタート地点からゴール地点までの距離は、各競技によって規定され、ゴール走行コースの入口には、ビーコン送信機(ビーコン)を設置します。競技者は、ビーコンに誘導されてゴールに向かうことができます。

クラシック競技

スタート地点から、最適な順番でTX1~TX5・ビーコンを経由してゴール地点までの距離は、5~12kmとする。

スプリント競技

競技制限時間は60分を基準とし、最適な順番でTX1~TX5・スペクテーター・TX1F~TX5F・ビーコンを経由してゴール地点までの距離を考慮する。

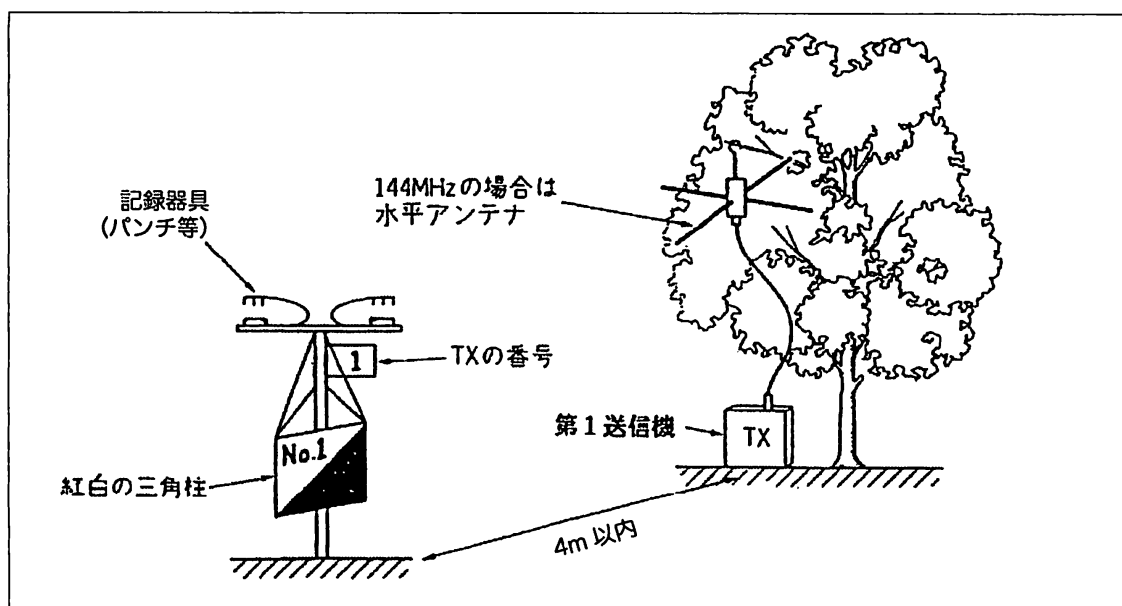
FOX-O競技

クラシック競技と同等範囲内とする。

2. 3 TXの設置場所における三角柱と記録器具

クラシック競技

各TXから4m以内の場所に、探査場所を明示するために、TXの番号を明示した第2—3図のような赤(オレンジを含む。)白の三角柱を立てます。この場合注意すべきことは、TXの番号と同じ番号の三角柱にすることです。例えば、第1TXには1番を表示した柱を立ててください。この柱には、探査証明用の記録器具を取り付けます。



< 第2—3図 > TXの探査場所を明示する三角柱

この三角柱は、ボール紙、プラスチック又は布等で作成し、各面が30cm×30cmの三角柱のものを用品ます。各面が対角線によって二分されていて、白と赤(又はオレンジを含む。)に色分けされたものを推奨します。

また、電子的な記録器具(SIカード)等を使用します。

競技者が集中するような場所では、2人以上の競技者が同時に記録できるように、十分な数を用意する必要があります。



< 第2—4図 > 探査証明用の記録器具の一例

スプリント競技

第1ループと第2ループのTX(TX1~TX5、TX1F~TX5F)には、フラッグを設置しない。TXから1m以内の位置に、TX番号を表示した探査証明用の記録器具(パンチ台)を設置する。スペクテーターおよびビーコン以外のパンチ台は、ポールに赤・白のストライプのペイント等をほどこす。

第1ループから第2ループへの通過点を明確にするため、スペクテーター走行コースの入口にスペクテーターを設置し、クラシック競技と同様のフラッグを設置する。ただしフラッグには、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。フラッグには、パンチ台を付ける。

FOX-O競技

TX1~TX10にはフラッグを設置しない。TXから1m以内の位置に、TX番号を表示した探査証明用の記録器具(パンチ台)を設置する。

2.4 TXの識別符号

TXは、識別するために以下の通り、日本の場合はコールサインに引続き、次のモールス符号を送信します。

クラシック競技

TXのモールス符号による識別符号は次のものとし、モールス符号の速さは45~60PARISとする。

TX1は 「MOE」 -- --- .
TX2は 「MOI」 -- --- ..
TX3は 「MOS」 -- --- ...
TX4は 「MOH」 -- ---
TX5は 「MO5」 -- ---
ビーコンは 「MO」 -- ---

TX1~TX5の電波は、TX1、TX2、.....、TX5の順序で繰り返し返して発射する。なお、各TXの送信時間は1分間とし、各TXの送信の切替時間の誤差は、5秒以内とする。

TX1~TX5およびビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。TX1~TX5は、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

スプリント競技

TXのモールス符号による識別符号は次のものとする。TXのモールス符号の速さは、TX1~TX5とビーコンは50PARIS、TX1F~TX5Fとスペクテーターは70PARISとする。

TX1およびTX1Fは 「MOE」 -- --- .

TX 2 および TX 2 F は「MOI」 -- ---- ..
 TX 3 および TX 3 F は「MOS」 -- ----
 TX 4 および TX 4 F は「MOH」 -- ----
 TX 5 および TX 5 F は「MO5」 -- ----
 スペクテーターは 「S」
 ビーコンは 「MO」 -- ----

各グループにおいて、TX 1～TX 5 (TX 1 F～TX 5 F) の電波は、TX 1 (TX 1 F)、TX 2 (TX 2 F)、.....、TX 5 (TX 5 F) 第1、第2、第3、第4及び第5 TX の順序で繰り返して発射する。なお、各 TX の送信時間は12秒間とし、各 TX の送信の切替時間の誤差は、1秒以内とする。

スペクテーターおよびビーコンの電波は、連続送信とする。

TX 1～5・TX 1 F～TX 5 F・スペクテーターおよびビーコンは、スタート地区において、全ての競技者の受信装置が保管されてから送信を開始する。

TX 1～5・TX 1 F～TX 5 Fは、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、スペクテーター・ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

FOX-O 競技

TX のモールス符号による識別符号は次のものとする。TX のモールス符号の速さは、TX 1～TX 5 およびビーコンは「50PARIS」、TX 6～TX 10 は「70PARIS」とする。

TX 1 および TX 6 は「MOE」 -- ---- .
 TX 2 および TX 7 は「MOI」 -- ---- ..
 TX 3 および TX 8 は「MOS」 -- ----
 TX 4 および TX 9 は「MOH」 -- ----
 TX 5 および TX 10 は「MO5」 -- ----
 ビーコンは 「MO」 -- ----

TX の電波は、TX 1～TX 10 の周波数と、ビーコンの周波数は異なるものとする。TX 1～TX 10 のそれぞれの周波数は、隣接して設置される TX の周波数は異なることが望ましい。TX の電波は、TX 1～TX 5 と TX 6～TX 10 およびビーコンは別周波数とする。

TX 1～10 およびビーコンの電波は、競技時間中は連続送信とする。

TX 1～10 は、競技者の最終グループの競技制限時間を超えた時点で送信を停止し、ビーコンは、全競技者がゴール地点に戻るまで送信する。

2. 5 TX、三角柱の設置場所

- (1) 競技は、宝探しではないので、三角柱を隠す必要はない。
- (2) 見通しがきかない所に置く(遠くから見えないようにする。)
- (3) 私有地(田畑、果樹園など)に立ち入らなくても、探査できるように置く。
- (4) なるべく、TX 地点へ到達するルートが幾通りもあるような所に置く。

- (5) 崖縁等の危険な場所に置かない。
- (6) 行止りになるような場所に置くことは、適さない。

2. 6 TX、ビーコンの周波数、空中線電力、送信空中線等

クラシック競技

電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」(アマチュアバンド使用区別)に従って審判長が指定する。

TX 1～TX 5の電波は同一周波数とし、ビーコンの周波数は、それと異なる周波数とする。

電波の型式は、3. 5 MHz 帯はA 1 A、1 4 4 MHz 帯はA 2 Aとする。

空中線電力は、3. 5 MHz 帯は3～5 W、

1 4 4 MHz 帯は0. 2 5～1. 5 Wの範囲内とする。

TXの電波は、スタート位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

送信空中線は、3. 5 MHz 帯は 垂直偏波、水平面が無指向性の電波を発射できるもの。1 4 4 MHz 帯は水平偏波、水平面が無指向性の電波を発射できるもの。

スプリント競技

TXの電波の周波数は、アマチュアバンド使用区別に従って審判長が指定する。

TXの電波の周波数は、TX 1～TX 5 (TX 1～TX 5の電波は同一周波数)とTX 1 F～TX 5 F (TX 1 F～TX 5 Fの電波は同一周波数)とスペクテーターとビーコンは、それぞれ異なるものとする。また、それらの周波数は、次のものを推奨する。

TX 1～TX 5 3. 5 1 MHz (モールス符号の速さ50 PARIS)

スペクテーター 3. 5 4 MHz (モールス符号の速さ70 PARIS)

TX 1 F～TX 5 F 3. 5 7 MHz (モールス符号の速さ70 PARIS)

ビーコン 3. 6 0 MHz (モールス符号の速さ50 PARIS)

電波の型式は、3. 5 MHz 帯 A 1 Aとする。

空中線電力は、TX 1～TX 5およびTX 1 F～TX 5 Fは0. 3～1 W、スペクテーターおよびビーコンは3～5 Wの範囲内とする。

TXの電波は、スタート位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

送信空中線は、垂直偏波、水平面が無指向性の電波を発射できるもの。

FOX-O競技

TXの電波の周波数は、アマチュアバンド使用区別に従って審判長が指定する。

TXの電波は、TX 1～TX 10の周波数と、ビーコンの周波数は異なるものとする。TX 1～TX 10のそれぞれの周波数は、隣接して設置されるTXの周波数は異なることが望ましい。

電波の型式は、3.5MHz帯 A1Aとする。

TX1～TX10の電波は、標準的な受信装置で、地図上にマークされた公称位置および設置場所から30mの距離で明瞭に受信でき、設置場所から250mの距離で受信できないものとする。

ビーコンの空中線電力は3～5Wの範囲内とし、その電波は、スタート位置において標準的な受信装置で受信できなければならない。

送信空中線は、垂直偏波、水平面が無指向性の電波を発射できるもの。

【PARISについて】

モールス符号は、一般的な英文において出現頻度の高い文字の符号を短く、低い文字の符号を長くなるように決められています。

しかしこれでは、1分間あたりの送信文字数の計算が困難になります。そこで「PARIS」という語を5文字分の基準として送信速度を計算します。

例えば「PARIS」を1分間に10回する速度は、「50PARIS」となります。この方式を「PARIS方式」と呼びます。

3 競技者の持参装置及び競技用配布物

3. 1 競技者が持参する装置

競技者は、受信装置(送信空中線等を含む。)、コンパス(方位磁石等)、筆記用具、時計を持参します。受信装置は、1台に限らず複数を持参して競技に参加できませんが、競技に使用する全ての受信装置は、審判員に指示されたスタート地域の受信装置保管場所に、保管する必要があります。

競技者の使用する受信装置は、その方式および型式に制限はありません。ただし、受信装置から副次的に発する電波は、受信装置から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはなりません。複数の受信装置を使用する場合も同様です。

ワイヤレス式のイヤホン・ヘッドホンは、Bluetooth接続のものに限り使用できませんが、使用に当たっては次の事項を厳守してください。

※自己使用の受信装置とのペアリングのみであって、他の装置に混信を与えないもの。ペアリングができないアナログ式等のものは、使用できません。

※国際ルールでは、Bluetoothの使用は認められていません。

競技者は、GPS受信機を携行することができますが、地図または地図に準ずる情報の表示機能の無いものに限りです。ただし、それを競技中の探査や現在位置の特定等に使用してはなりません。

3. 2 競技用配布物

競技者には、原則として次のものが配布されます。

(1) チェックカード又はその他の探査証明用器具

TXを探査したときの探査証明を記録するもので、耐水性を考慮したもの。

探査証明に、電子的な記録器具(例えば、SIカード、Eカード等)を使用する場合があります。これらは、一般的に競技会の受付で配布されます。



< 第2-5図 > SIカード

SIカード等は貸し出される物ですから、万が一紛失した場合は弁償しなければなりません。また競技成績も失うこととなります。そのため、競技中に紛失することが無いよう、ゴム紐で手首や腕時計に結びつけるなど、十分な対策を行ってください。

(2) 競技用地図

クラシック競技

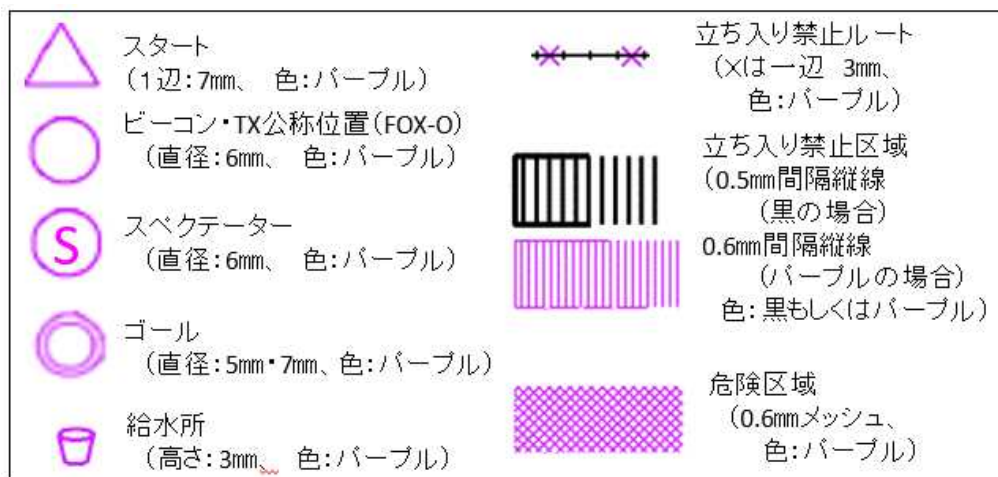
2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート地点(△)、ビーコン(O)、ゴール走行コース(―――)、ゴール(◎)、磁北、および縮尺(またはスケール)、並びに給水ポイントを設ける場合は、その場所が明示されているもの。なお、使用する地図は、出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。

スプリント競技

1万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート地点(△)、スペクテーター(◎)、スペクテーター走行コース(―――)、ビーコン(O)、ゴール走行コース(―――)、ゴール(◎)、磁北、および縮尺(またはスケール)が明示されているもの。なお、使用する地図は、出来る限り耐水性のあるものが望ましく、4千分の1～5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。

FOX-O競技

2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、各TX公称位置を中心としたOにTX番号を併記、スタート地点(△)、ビーコン(O)、ゴール走行コース(―――)、ゴール(◎)、磁北、及び縮尺(またはスケール)、並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。



< 第2-6図 > 競技用の地図記号等

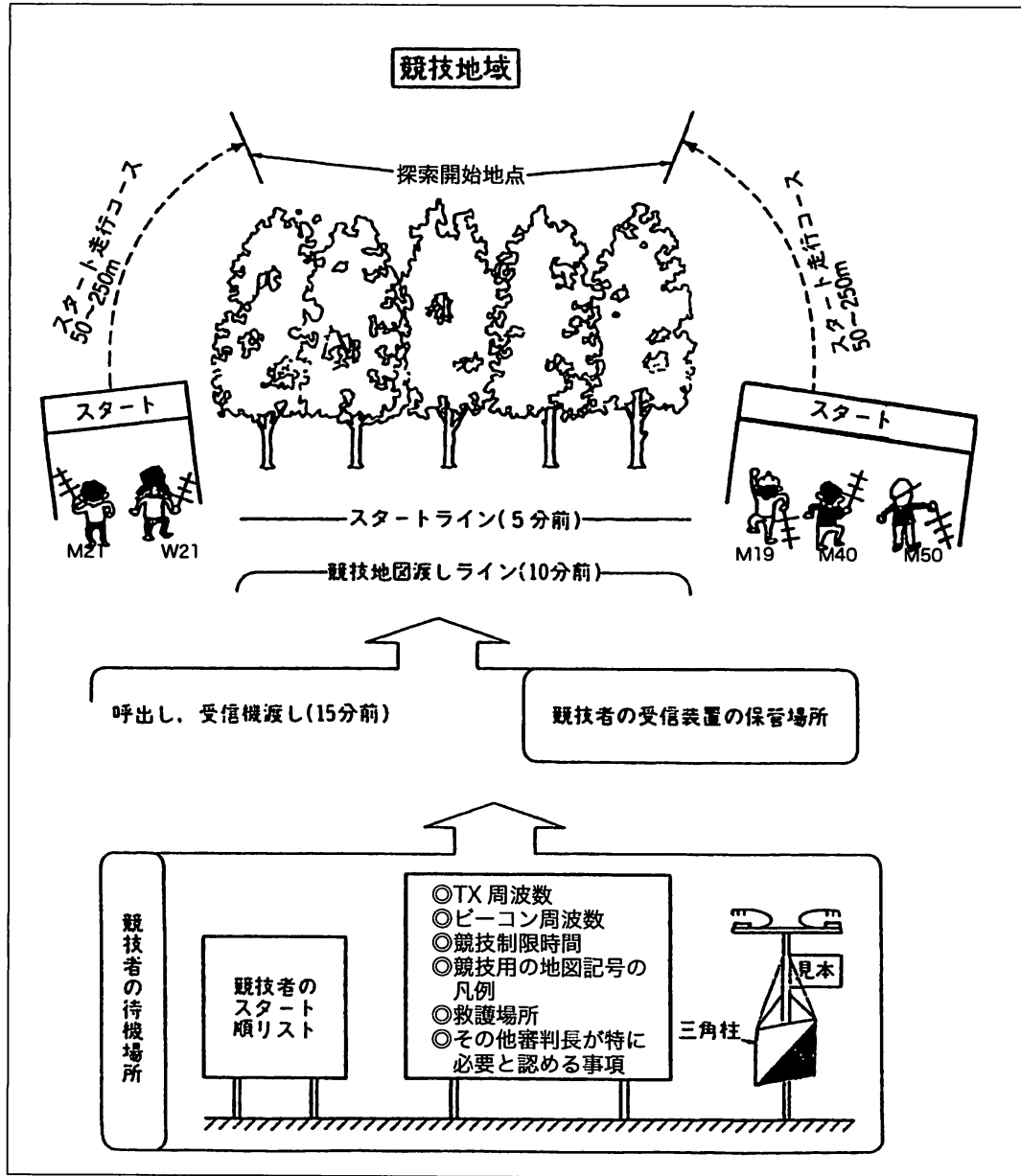
(3) ゼッケン

競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもので、競技者は、明瞭に読み取れるように装着する。

4 スタート

4.1 スタートの地点

- (1) スタート地点には、第2-7図のように、競技者の待機場所、受信装置の保管場所、競技用地図を渡す場所を設けます。



< 第2-7図 > スタート地区(クラシック競技の例)

- (2) 待機場所には、競技者のスタート順リスト、TX・ビーコンの周波数、競技制限時間、競技用地図の地図記号の凡例、救護場所、その他審判長が特に必要と認める事項等の競技情報を貼り出した掲示板を設置します。さらに、三角柱及び探査証明用の器具の見本を掲示します。
- (3) 競技者は、スタート地区で審判員の指示に従い、受信装置を受信装置の保管場

所に置き、スタートの呼出を待機場所で待ちます。この間、待機場所に掲示された競技情報を良く見ておきます。

4. 2 スタートグループとスタート順

クラシック競技

(1) スタートグループの競技者の人選および人数は、審判長が決める。

スタートグループの編成は、各クラス1人が望ましい。

(2) 各スタートグループのスタート順は、審判長が決める。

(3) 各スタートグループは、5分毎にスタートさせる。

スプリント競技およびFOX-O競技

(1) スタートグループの競技者の人選および人数は、審判長が決める。

スタートグループの編成は、各クラス1人が望ましい。

(2) 各スタートグループのスタート順は、審判長が決める。

(3) 各スタートグループは、2分毎にスタートさせる。

4. 3 競技者呼出と受信装置の引渡

競技者の呼出し

競技者は受信装置の保管区域内に入って受信装置を受取ります。

この点呼により、出場する競技参加者の最終的な確認が行われます。

競技者は、スタート前の呼出を受けた後、スタートの合図があるまで、次の次項を守らなければならない。

- a. 他の競技者と対話してはならない。緊急の場合は、審判員もしくは係員に申し出る。
- b. 受信装置の電源を入れてはならない。また、探査と紛らわしい行為をしてはならない。
- c. イヤホン・ヘッドホンに装着しても良いが、その場合は、イヤホン・ヘッドホンを受信装置本体に接続してはならない。また、Bluetooth接続のものは、装置の電源を入れてはならない。

クラシック競技

(1) 競技者は、スタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を受信機保管場所から取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にSIカード等のIC器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、IC器具のメモリデータを自ら消去(クリア)する。

(2) 競技者は、スタート10分前の合図で、地図配付ラインへと進み、競技用地図を受け取る。

(3) 競技者は、スタート5分前の合図で、スタートラインへと進む。

スプリント競技

- (1) 競技者は、スタート6分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を受信機保管場所から取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にS Iカード等のI C器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、I C器具のメモリデータを自ら消去(クリア)する。
- (2) 競技者は、スタート4分前の合図で、次のスタートグループと混在せぬよう、スタートラインの手前の指定された場所へと進む。
- (3) 競技者は、スタート2分前の合図で、スタートラインへと進み、競技用地図を受け取る。

F O X - O 競技

- (1) 競技者は、スタート6分前に呼出しを受けた後、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。探査証明用の記録器具にS Iカード等のI C器具を使用する場合は、審判員の指示する場所で、I C器具のメモリデータを自ら消去(クリア)する。
- (2) 競技者は、スタート4分前の合図で、次のスタートグループと混在せぬよう、スタートラインの手前の指定された場所へと進む。
- (3) 競技者は、スタート2分前の合図で、スタートラインへと進む。
- (4) 競技者は、スタートの合図の後に、指定された場所に置いてある競技用地図を自ら受け取ってスタートする。競技用地図は、一緒にスタートする競技者全員が、スタート直後に混乱することなく受け取ることが出来るように配慮することが必要である。

注) F O X - O 競技では、原則として、スタート前には競技用地図の配付を行わない。もし配付する場合は、選手の足元に裏返して置くなどして、競技者がスタートの合図があるまで、競技用地図を見ることができないようにする。

4. 4 スタート走行コース

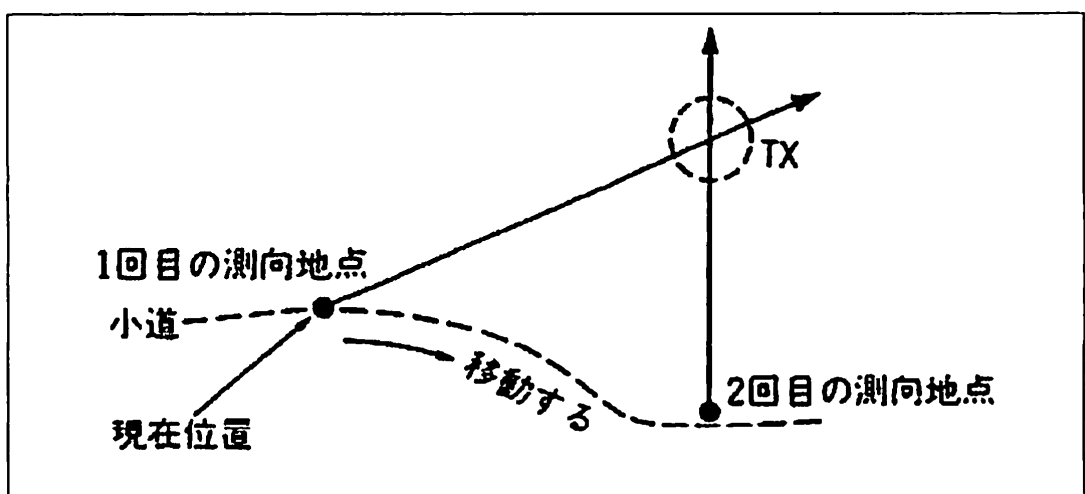
- (1) スタートラインから競技地域まで50～250mの長さの走行コースを設け、走行コース、並びに走行コース出口(探査開始地点)を明示する。
 - (1) 走行コースは、競技者の参加人数が多い場合、競技者を分散させるために競技クラス別に複数設けることが望ましい。ただし、M12(W12)、M15(W15)クラスはM19(W19)クラスと同じ走行コースとする。
 - (2) 探査開始地点は、スタート前の競技者から見えないようにすることが望ましい。
 - (3) 競技者は、スタートの合図後から、受信装置の電源を入れる(イヤホン・ヘッドホンを接続することを含む)ことができるが、スタート走行コース内では、探査、または探査と紛らわしい行為をしてはならない。
 - (4) 競技者は、スタート走行コース内では、正当な理由無く立ち止まったり、他の競技者の妨害をすることなく、速やかに探査開始地点まで進み、スタート走行コースを出なければならない。

5 TXの探査及びゴール

5.1 探査方法

競技用地図を正置(地図の磁北を実際の磁北に向けて置くこと。)して、第2-8図のように地図上の現在位置からTXの方向へ直線を引き、次の異動先でまた同一のTXの方向へ直線を引く。この2直線の交点付近に目的のTXが置かれていることになります。

また、ビーコンは地図上◎で示された地点にあって、競技者は地図とビーコン電波を利用して、ゴール走行コースに到達できます。



< 第2-8図 > 地図によるTXの探査方法

5. 2 TXの探査個数と探査証明

(1) 競技クラス別のTXの探査個数

各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。

クラシック競技

- (1) M 2 1 5個
- (2) M 1 2 4個、または5個
- (3) M 1 5 M 1 2と同じ
- (4) M 1 9 M 1 2と同じ
- (5) M 4 0 4個、または5個
- (6) M 5 0 4個、または5個
- (7) M 6 0 3個、または4個
- (8) M 7 0 3個、または4個
- (9) W 1 2 4個、または5個
- (10) W 1 5 W 1 2と同じ
- (11) W 1 9 W 1 2と同じ
- (12) W 2 1 4個、または5個
- (13) W 3 5 4個、または5個
- (14) W 5 0 3個、または4個
- (15) W 6 0 3個、または4個

各TXを探査する順序は、順不同でよい。

4個または5個(3個または4個)のどちらを探査するかは、競技クラスごとに審判長が指定する。M 6 0、M 7 0、W 5 0およびW 6 0は、審判長が指定するTXを探査する。なお、競技クラスを細分化あるいは統合した場合については、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。

スプリント競技

- (1) M 2 1 10個
- (2) M 1 2 6個～8個
- (3) M 1 5 M 1 2と同じ
- (4) M 1 9 M 1 2と同じ
- (5) M 4 0 6個～8個
- (6) M 5 0 5個～8個
- (7) M 6 0 5個～8個
- (8) M 7 0 4個～7個
- (9) W 1 2 5個～8個
- (10) W 1 5 W 1 2と同じ

- (11)W19 W12と同じ
- (12)W21 6個～10個
- (13)W35 5個～8個
- (14)W50 4個～7個
- (15)W60 4個～7個

各TXを探索する順序は、第1ループ内TX(順不同)、スペクテーター、第2ループ内TX(順不同)、ビーコンの順とする。スペクテーターを通過後の第1ループの探索およびスペクテーター通過前の第2ループの探索は無効とする。

8個または9個(6個または7個)のどちらを探索するかは、競技クラスごとに審判長が指定する。M60、M70、W50およびW60は、審判長が指定するTXを探索する。なお、競技クラスを細分化あるいは統合した場合については、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。

FOX-O競技

- (1)M21 10個
- (2)M12 6個～8個
- (3)M15 M12と同じ
- (4)M19 M12と同じ
- (5)M40 6個～8個
- (6)M50 5個～8個
- (7)M60 5個～8個
- (8)M70 4個～7個
- (9)W12 5個～8個
- (10)W15 W12と同じ
- (11)W19 W12と同じ
- (12)W21 6個～10個
- (13)W35 5個～8個
- (14)W50 4個～7個
- (15)W60 4個～7個

(2) 探索証明

競技者は、TXを探索したときには、探索証明用の記録器具により自ら探索証明を記録する。

5.3 ビーコンとゴール地区

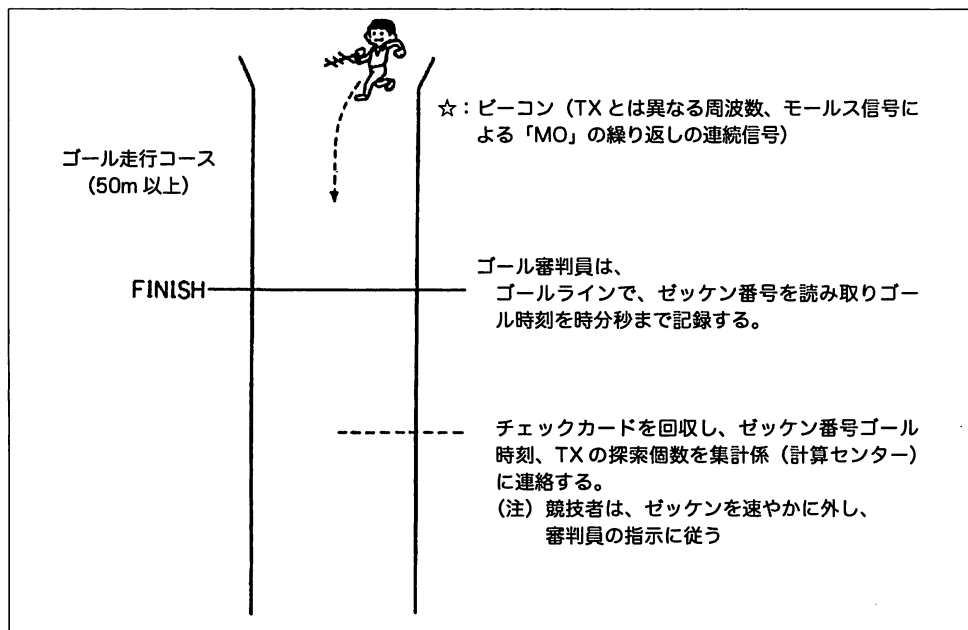
ゴール地区には、ビーコン送信機、走行コース、ゴールラインを第2-9図のように設置します。なお、ゴール走行コースの長さは50m以上、入口の幅は10m

以内とし、最後の20mは直線とします。

競技者のゴールは、ゴールラインを横切ったときに到達時刻であるが、あらかじめ、競技者自らが、記録器具を使用して到達時刻を記録するよう定められた場合は、この記録された時刻を到達時刻とする。競技者は、ゴールラインを超えたら、その後の行動は審判員の指示に従います。

5. 4 棄権について

競技者は、途中で競技を棄権した場合、必ず最寄りの審判員または係員にその旨を申し出て探査証明器具を返却し、ゼッケンを速やかにはずす。その後の行動は、審判員または係員の指示に従う。



< 第2-9図 > ゴール地区

6 審判員

6. 1 審判員の配置場所及び人数

次の場所に審判員を配置する。それぞれの場所での人数は、競技の安全・公正および速やかな進行等を勘案して審判長が決める。また審判員は、競技者のTX探査の目印とならぬように配慮する。

- (1) スタート地区
- (2) ゴール地区
- (3) 競技地域
- (4) その他審判長が特に必要と認めた場所

注) 各TXに常駐する審判員は不要であるが、TXトラブル等が発生した場合には、速やかにトラブルが解消できるよう、審判員または係員の配置を工夫することが必要である。

6. 2 審判員の識別

審判員は、腕章または記章等を付け、競技中、審判員であることが識別できるようにする。

7 競技順位

7. 1 競技クラス別順位の決定方法

各競技クラスの競技者の順位は、T Xの探査個数の多い者が上位となり、同数の場合は、競技所要時間の少ない者が上位となる。なお、指定されたT X以外のT Xを探査しても探査個数には含まない。

7. 2 競技結果の発表

競技結果は、各競技クラス別の順位に従い、競技者の氏名・ゼッケン番号・競技所要時間・T Xの探査個数を掲示して発表します。

7. 3 異議の申立て

競技の結果に異議がある場合は、結果の発表後10分以内に文書により審判長に申し立てることができます。

また、この判定結果に不服がある場合は、5分以内に文書により裁定長に再異議を申し立てることができます。しかし、この申し立てが最終となります。

8 注意事項

8. 1 競技者の注意事項

- (1) フェアに行動し、いかなる場合も競技大会の主催者の指示に従わなければなりません。
- (2) 自己の安全について、自ら責任を持たなければなりません。
- (3) 自然を傷付けたり、また耕作地や柵囲いの中に入ってはなりません。
- (4) TXに触れてはなりません。
- (5) ゴールした競技者は、再び競技地域に立ち入ったり、他の競技者を援助してはなりません。

8. 2 注意事項の解説

- (1) 競技者のスポーツマンシップに則ったフェアな行動を期待しています。公表された競技地域へ事前に立ち入ったり、下見をする等の紛らわしい行為はとらないようにして下さい。
- (2) 競技当日に、体調が良くないときは勇気をもって不参加を申し出て下さい。
競技中車道に出る場合は、左右をよく確認しましょう。
急な飛び出しは、大変危険です。伐採地では、足もとに注意して通って下さい。
また、濡れた倒木や水がある道ではよく滑りますので、気を付けてましょう。
- (3) 民家等の私有地、耕作地や柵囲い内には入らないで、周辺の小道を通りましょう。
- (4) TXに触れますと、送信が狂ったり停止する事があり、競技が成立しなくなる恐れがあります。
- (5) ゴール後の競技者は、審判員の指示に従って行動して下さい。

9 失格事項

9. 1 競技者の失格事項

競技者は、競技中、次の何れかに該当したときは失格となる。

- (1) 競技制限時間を超えたとき。
- (2) 指定されたTXを、全く探査できなかったとき。
- (3) ビーコンチェックが設置されている場合に、ビーコン通過証明の記録が無かったとき。
- (4) 探査照明器具を紛失、または探査照明器具の記録が読み出せない状態の破損をしたとき。
- (5) 他の者から援助を受け、又は他の競技者に援助、妨害を行ったとき。
- (6) 自動車、自転車等の乗物を利用して探査したとき。ただし、あらかじめ審判長が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 他人の所有物及び財産に損失又は損害を与えたとき。
- (8) 電波の発射を行ったとき。
- (9) 競技者間で対話をしたとき。
- (10) 他の競技者に追従してTXを探査したとき。
- (11) 配布された競技用地図以外の地図を使用したとき。
- (12) 競技で定められた立入り禁止地域に入ったとき。
- (13) 主催者が定めた競技実施方法に従って競技を行わなかったとき。

2-3 表彰について

表彰については、次のとおりとする。

(1) 全日本競技大会

a. 大会表彰

外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。

- ア. 競技参加者数が10人以下の場合 3位まで
- イ. 競技参加者数が11人から30人の場合 4位まで
- ウ. 競技参加者数が31人以上の場合 6位まで

b. 団体賞

① 地方本部対抗表彰(JAIA杯)および支部対抗表彰は、それぞれ1位のみ

上記2つの団体成績は次のように集計する。

各クラスの上位者に下表の通り得点を付し、同一地方本部・同一支部内に住所を有する選手の得点を加算集計して順位を決定する。住所の確認は大会参加申込書によるものとする。

順位	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
得点	18点	15点	12点	9点	6点	3点

② 中学校対抗表彰および高等学校対抗表彰(JARD杯)は、それぞれ6位まで

中学校および高等学校に在籍する生徒において、事前に学校対抗部門に登録された競技者(登録選手)の成績を加算集計(TX探査個数、並びに競技所要時間をそれぞれ加算する)して、順位を決定する。

(ア)各学校で登録できるチームは、1チームまでとする。ただし、中高一貫校は、中学校対抗部門と高等学校対抗部門に、それぞれ登録することができる。

(イ)中学校対抗部門の登録選手は、W15またはM15クラスの生徒のみとする。

(ウ)高等学校対抗部門の登録選手は、W19またはM19クラスの生徒のみとする。

(エ)各チームの登録選手は3名以内とする。(2名または1名でも登録できる)

(オ)登録選手のメンバー変更は、事前に登録した補欠選手(補欠登録は3名以内とする)との変更のみとし、変更は定められた期日までに届け出る。

(カ)スタートグループは、原則として無作為に登録選手・未登録選手の別なく人選するが、同一スタートグループの登録選手ができるだけ多くならないように配慮する。

(キ)失格者の成績は、加算集計しない。

c. 特別賞

外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、

特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。

(2) 地方競技大会

a. 大会表彰

競技クラス毎に、当該地方本部(二以上の地方本部区域を一の主催単位とする地方大会の場合は、その主催単位に含まれる地方本部区域毎)に住所を有する競技参加者を対象に、大会会長が定める順位まで賞状等を贈呈して表彰する。

b. 総合賞

大会表彰の他に、全ての競技参加者を対象に表彰することができる。

(3) 支部競技大会

適宜な方法によって表彰することができる。

3 ARDF世界選手権大会等への選抜

ARDF競技は、国際アマチュア無線連合(IARU)の事業ですので、世界選手権大会や世界を3つの地域に分けた各地域(以下、Reg.と記します。)において選手権大会を実施しています。これらの国際大会は、JARL(IARU日本支部)に招聘状が届きます。

JARLでは、各選手権大会の実行委員会や各Reg.事務局から選手派遣を依頼する招聘状が届いた場合は、原則として、その直前に開催された全日本ARDF競技大会の競技結果を元に派遣する選手を選考し、選手団を編成しています。

第3章 よりいっそう楽しむために

3-1 競技会に参加するには

春と秋のシーズン中には、毎週のように全国各地で競技会が開催されています。FOXハンティング等は、当日開催場所に集合すれば参加できますが、ARDFについては、予め申込をする必要があります。これは、ARDFが正式なルールに沿った厳格なスポーツ競技であり、書類上の審査はもとより、スポーツ保険の加入、スタート組合せ名簿の作成、表彰対象者数の把握が必要であること、そして競技の性格上周囲に飲食店がない場所で開催されることも多く、昼食などの手配等の準備が必要なためです。

1 競技会情報の入手

ARDF競技会は、JARL及びその機関が開催するもの、ARDFクラブや個人が開催するもの等がありますが、そのほとんどが参加資格を設けず、誰でも参加できます。従って、参加者の応募要項は雑誌、JARL機関誌及びホームページ等に随時掲載されますので、お目当ての競技会に申込書を郵送等します。

現在、ARDFの競技会情報が入手できる主なメディアは、次のとおりです。

- ・ JARL発行「JARL NEWS」
- ・ JARLホームページ「JARL Web」[「http://www.jarl.org/」](http://www.jarl.org/)
- ・ CQ出版社発行「CQ Ham Radio」
- ・ ARDF日本 選手のメーリングリスト登録 [「http://www.ardf.jp/」](http://www.ardf.jp/)
- ・ Facebook「ARDF JAPAN」
[「https://www.facebook.com/groups/1439260376300287/」](https://www.facebook.com/groups/1439260376300287/)

なお、JARL NEWSは季刊発行ですので、最新の案内はJARL Webか、支部等のホームページでご確認下さい。

2 参加申込の方法

雑誌等に掲載された募集要項に沿って申込をします。通常は、本書「資料様式9」の共通申込書を使用する 경우가ほとんどですが、開催者によってはハガキ等でも受け付ける事もあります。共通申込書は、本書の様式をA4版にコピーするか、JARL Webでも入手できます。

申込書の書き方で特に注意が必要な点は、年齢の欄と参加クラスです。申込書の年齢欄は、大会開催時点の年齢を書くのではなく、開催年の12月31日時点での満年齢を記入します。すべての項目に記録漏れ、同意書欄の印漏れがないかを確認して、参加費が必要であれば同封し、指定の申込先に郵送します。

3 競技会当日

参加申込書を提出すると、大会の案内書や集合場所の書いた地図などを送付してくる場合

もありますが、募集時の要項で予めそれらが発表になっている場合は何の連絡もないこともあります。競技会当日は、指定された受付時間に遅れないように余裕を持って出かけましょう。ARDF競技はルールに厳格な競技ですので、受付終了時間に遅れますとせっかく出向いても参加できないことになります。

当日、集合場所に着いたら受付に行き、ゼッケン、チェックカード(またはS Iカード等)、受信機に付ける名札及び注意事項等の書いたチラシ等の一式を受け取ります。

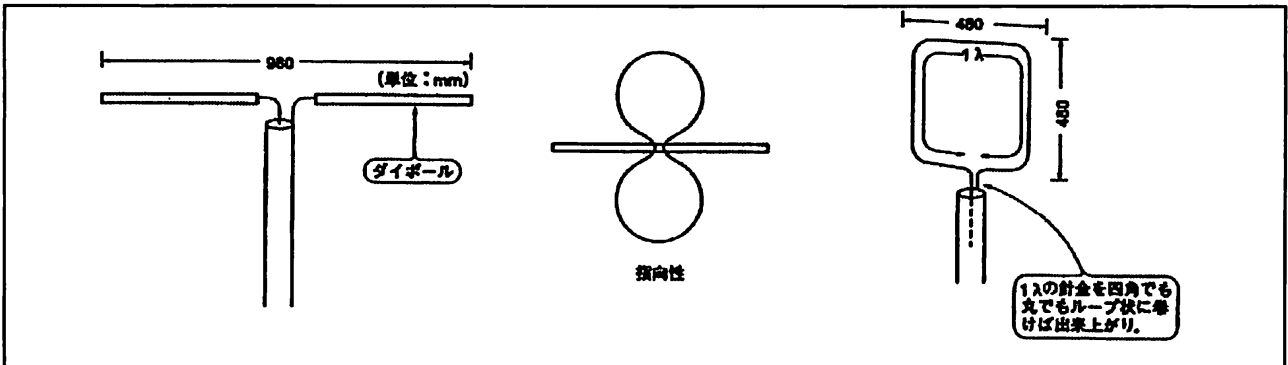
受信機は、公平を期すためスタートまでの間、保管場所に保管されますので、もう一度機能のチェックを行っておきましょう。前日にテストを行い、電源スイッチを切り忘れていたためにバッテリー上がり、泣く泣く棄権を余儀なくされた人もいます。そして、受付で渡された名札に自分の名前か、コールサインを記入して受信機に付けておきます。これは、受信機が保管された場合に、間違っ他人が持って参加することのないように表示するためです。

また、配布されたチラシには、その大会固有のローカルルールなどが書いてある場合もありますので、必ず目を通しておきます。スタート前にも、審判長よりルール説明がありますので、よく聞いておき、疑問があればその場で質問します。特に、立入禁止場所や競技エリアの危険場所、そして競技制限時間などは聞き漏らさないようにします。過去の大きな競技大会でも、立入禁止地域に入ったために失格になったケースや、競技時間を間違えて早くゴールしてしまい、満足に探査できなかったケースを耳にしたことがあります。

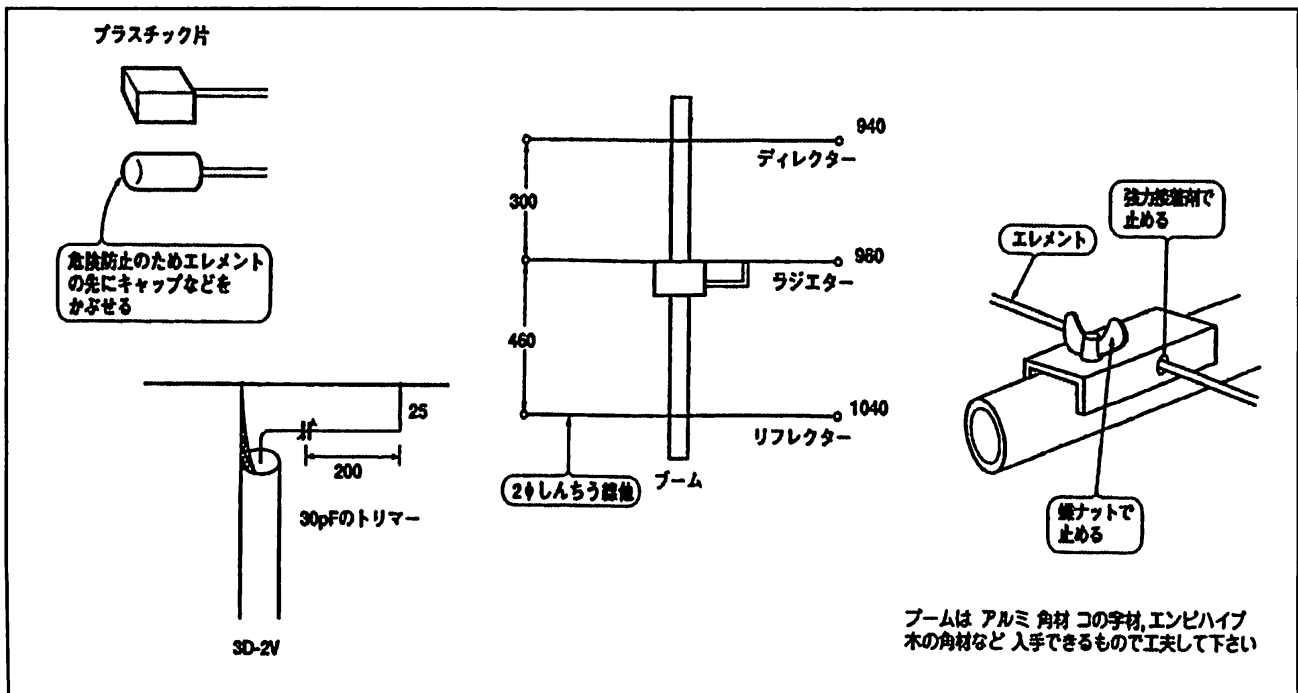
3-2 受信機とアンテナ

競技に使われる受信機は、電波の出ない物であれば、どんな物でもよい事になっています。しかし、それを持って走るのですから、あまり大きく重たい物では競技になりません。ベテランの選手はみんな軽くて小さな受信機を持っています。ハンディ・トランシバーでもアンテナとアッテネーターを作って、競技に出ることができます。アンテナは、形や大きさなど自由に考えて、オリジナルのアンテナを自作してみてください。

下図は、144MHz帯受信機用アンテナの作成例です。



第1図 簡易アンテナ



第2図 八木アンテナ

3-3 競技用地図とその読み方

1 ARDF 競技用の地図

(1) 地図の考え方

ARDF 競技は、極めて理論的なスポーツであって、体力と技術のトレーニングの成果その成績に反映するものでなければなりません。

このスポーツの特性は、「走る」と言う単純な肉体運動の要素の他に「考える」要素が加わっていることです。つまり、いかに走力が勝っていても、考えずに闇雲に走り回っていても、TXを探索することはできませんし、逆に走力やスタミナを身につけなければ、競技の所要時間を短縮することはできなくなります。

ARDF 競技では、何を「考える」のでしょうか？地図をよく読み、電波の方向を測向し、TXの位置を推定し、TXの探索順序を考え、TXの設置場所へのルートを考え、自分のいる位置を地図上で確認しながらTXに近づいて行くことになります。これを、ムダなく、早く、正確に、実行する能力を競い合うのが、ARDF 競技です。競技者は、競技中、常に「考える」ことを要求されるスポーツです。

ARDF 競技を公正に行うためには、正確な地図が提供されなければなりません。地図が不明確な場合は、競技者が考え、選んだルートを移動するときに、途中で予期しなかった問題にぶつかり、地図上の自分の居る場所を見失ったりすることがあります。多少の不正確な地図であっても、全競技者に同じ地図が配布されていれば、条件は同じであるから、公平であると言う意見もあるでしょう。

しかし、TXの探索の順序や移動ルートは、競技者自身が考え、決定するものです。あるルートを選んだ競技者は、そのルート上の地図が正確であったため、スムーズに移動でき、他のルートを選んだ競技者は、そのルート上の地図に記載されていなかった崖や川等のために、行く手を遮られロスタイムが生じたというようなことがあると、公平な競技とは言えなくなってしまいます。従って、公平な競技のためには、競技地域全域に渡って正確な地図が必要になります。

(2) ARDF 競技用地図の具体例

実際には、どのような地図を使えばよいのでしょうか？。地図には色々な種類のものがあります。アマチュア無線家が、海外交信を行うときにビームアンテナの方向を決めるときに使用する大圏地図も地図の一種です。

ARDF 競技に使用する地図には、次の要件を満たしている物が必要になります。

- ① 競技用地域を、2万5千分の1以上の大きな縮尺で（例えば、1:15,000又は1:10,000など）表した物で、道や川、建物と言ったその地域にある特徴的なものの正確な位置が記載されている。
- ② 特徴的なものは、分類され一定の図式によって記号化されて記載されている。
- ③ 地表の起伏は、等高線によって示されている。

この条件を満たした地図で、私達が容易に入手することのできるものには、オリエンテering用地図(O-MAP 1:15,000、1:10,000等)、国土地理院発行の地形図(1:10,000、

1:25,000)、地方公共団体等発行の行政地図(1:5,000、1:10,000等)があります。

オリエンテーリング用のO-MAPは、A R D F 競技用の地図としては最も適しており、世界選手権大会や国際競技大会でも使用されています。我が国のO-MAPには、全国各地に常設されているOL(Orientierungs Laufの略)パーマネント・コース用のものと、各地のオリエンテーリングがOL競技会用に作成したものがあります。

各地のパーマネント・コースの所在と地図の入手方法は、各都道府県庁の「体力づくり運動」の担当課又は都道府県OL協会(委員会)にお問い合わせ下さい。また、各地のOLクラブの所在地についても、前記のところお問い合わせ下さい。

パーマネント・コース用地図には、古いものもあり、開発等により現況とは異なる場合もありますから注意が必要です。

OL競技会は、毎週のように各地で開催されており、この地図は一般に競技会終了後に、販売されます。OL競技では、標高差が200mを超えるような地域が使用されることもあり、すべてがA R D F 競技に適している訳ではないので、注意が必要です。

国土地理院発行の地図には、色々な縮尺のものがあり、大きな書店等で入手することができます。縮尺1:10,000のものは、主として都市部の地図として整備されつつあります。縮尺1:25,000のものは、日本全国地域に渡り作成されています。

この地形図は、全国のすべての地域が同一の基準で作成されているので、色々な用途に利用されています。ただ、地域によっては作成(測量・調査)が古いため、現況と大きく異なっている場合があるので、注意が必要です。一見、大きな変化がない地域でも、山野の小道等は人が通らなくなり、なくなったり、また位置が変化していることがあります。

地方公共団体は、そのほとんどで独自の行政用地図を作製しており、市役所及び町村役場で購入することができます。国土地理院発行のものより拡大され、縮尺が「1:5,000」や「1:10,000」の場合が多いようです。

ここで例示した地図を元本以外の複製(コピーなど)で使用する場合は、発行者の承諾を受ける必要があります(国土地理院発行の地図には所定の手続が必要ですから、国土地理院にお問い合わせ下さい。)

2 地図記号

(1) 国土地理院の地形図の地図記号

国土地理院発行の地形図は、その図式が統一されていますが、発行年によって印刷色版数が異なり、記号も多少異なっています。地図記号は、地形図の縮尺によっても多少異なっているので、注意が必要です。

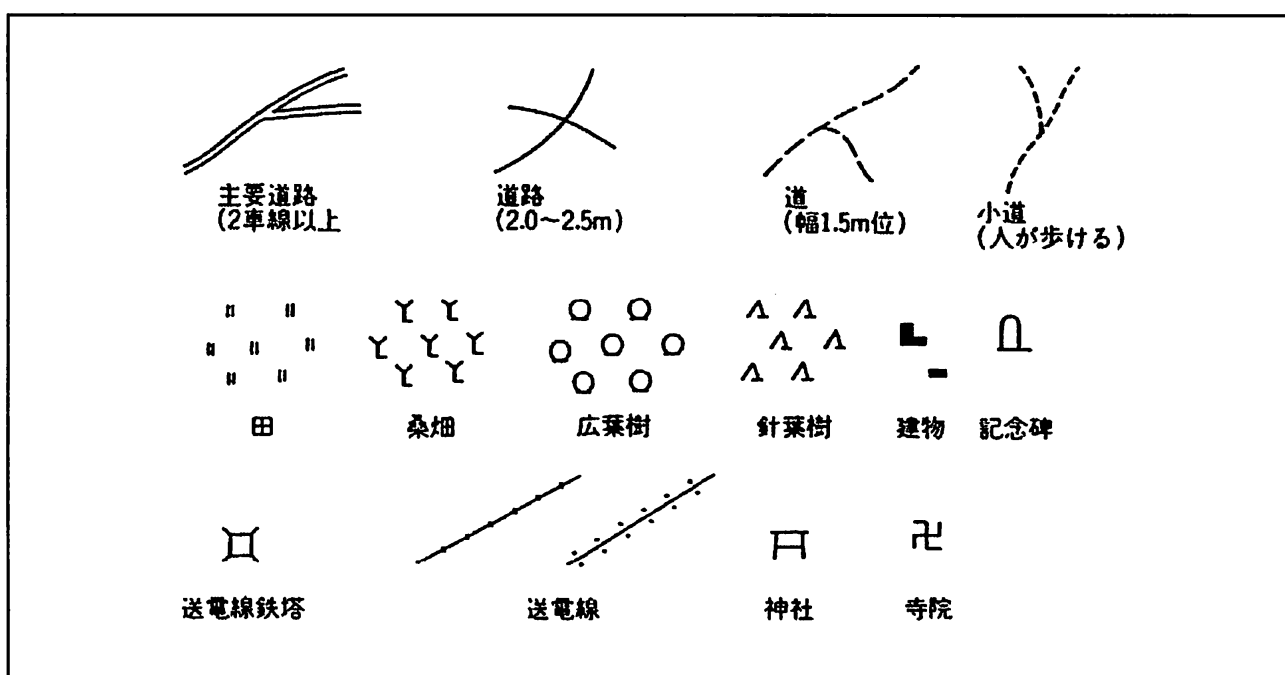
(2) オリエンテーリング用の地図記号

オリエンテーリング用の地図(O-MAP)は、できるだけ多くの特徴物を記載しようとするので、かなり独自の地図記号を使用しています。このため、各国の地図記号を合体させ国際的に統一された記号になっています。O-MAPは、5色若しくは4色で印刷することを原則としており、国土地理院の地図と大きく相違しているのは、

色の使い方(特に、黄色と緑色)です。次に各色の分類を説明します。

- 黒 : 道・建物等の人工物、岩がけ、岩、石等の重要な自然物
- 青 : 川、泉等の水系と湿地
- 茶 : 地形(等高線、土がけ、溝、凹地等)
- 黄 : 開けている地域、見通しのよう場所(耕作地、低木地、荒地等)
- 白 : 通行可能度の良い森林部(植生的に走行可能な林等)
- 緑 : 通行可能度の表示(走行が困難な植生状態を示す。)

国土地理院の地形図では、森林部をその樹木の種類によって、広葉樹・針葉樹といった表示をしますが、0-MAPでは樹木の種類の表示はせず、その林が走行可能かどうか、また走行して通過ができるかを表示しています。



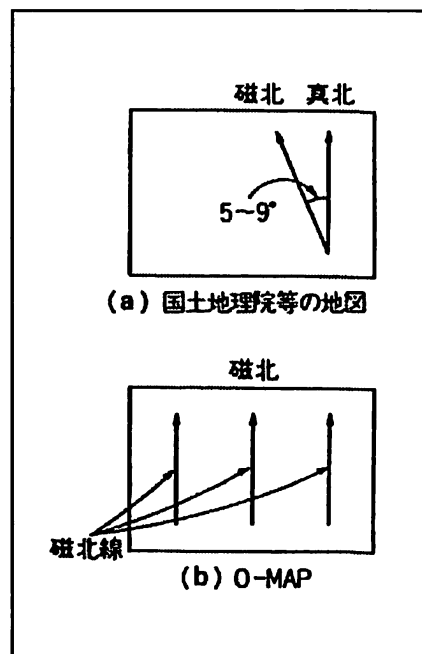
国土地理院の地図記号の一例

3 磁北と磁北線

北極点の方向を示す真北と、磁石が北を示す方向の磁北とは異なります。

これは、北磁極が北極とは異なるためです。日本では、真北から磁北が5～9度西に偏っています。国土地理院の地図では地図の真上が真北を示しており、磁北はこの偏差だけ西にずれた方向となりますから、偏差は地図に明記してあります(例：西偏6° 30')。

一方0-MAPでは、磁北が真上になるように地図が書かれており、黒又は青色の磁北線が通常500m



を表示する間隔で引かれています。従って、この地図を競技用地図に使用したときは、競技者は特に磁北の偏差について考える必要はありません。

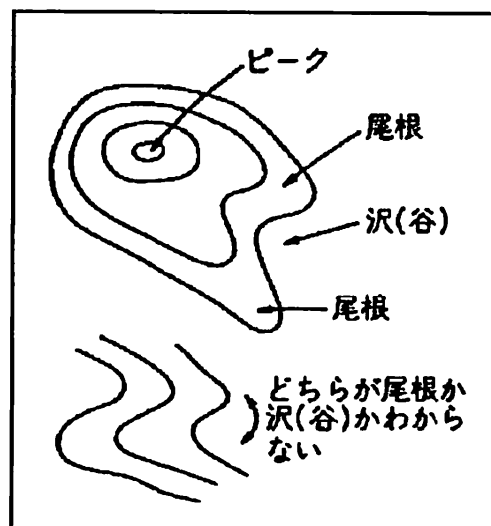
4 地形と等高線

山や丘、尾根、谷(沢)など土地の起伏を地形と言います。地図上では、この地形を等高線で表現しています。

等高線とは、同じ高さの地点をつないだ線です。言い換えれば、その土地を一定の高さで輪切りしたときの断面を地図上に記入したものと考えられます。等高線を引く高さの差のことを、等高線間隔と言います。

縮尺1:15,000の0-MAPでは通常5m毎に、縮尺1:25,000の地形図では10m毎に等高線が引かれています。

競技地域の中で、どこが周囲より高い場所か、どの部分が登り坂で、どこが下り坂を知るためには、等高線によって判断します。等高線で小さな輪が引かれている所があります。ここは、「こぶ」とか「ピーク」と呼ばれる周囲よりも高い部分です。この高い所から低い所に向かって、突き出して引かれている等高線のカーブが尾根を、へこんで引かれているカーブが沢(谷)を示しています。近くにピークがないと、等高線のカーブが尾根を示すか、沢(谷)を示すのか判りにくいことがあります。一般的には、水系(川や湿地)や人家のある方が低い方、即ち沢(谷)側です。等高線の間隔(疎密)は、傾斜の度合を表しています。間隔の広い部分は緩やかな所で、狭い部分は急な所です。急すぎて等高線が表現できない部分は、崖で表現されます。



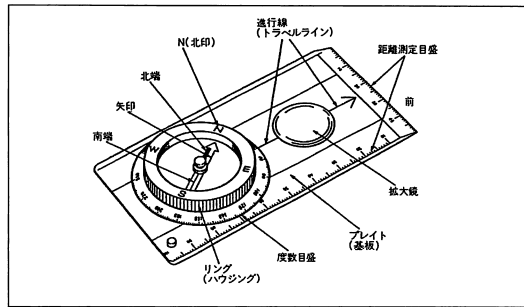
5 正置

(1) 正置

地図の北(磁北)を実際の北(磁北)に向けて地図を持つことを「地図を正置する。」と言います。正置すると、右に見えるものは地図上でも右側に、前に見えるものは地図上でも前側に表現されています。逆に、地図上で右側に書かれている特徴物は、実際にも存在することになります。正置は、地図と周囲の地形や特徴物を照合する際に最も重要なテクニックです。競技中は、常に地図を正置するように心がけるとよいでしょう。

(2) コンパス

地図を正置するためには、コンパスが必要です。ARDF競技に使用するコンパスは、オリエンテーリング用の磁針をオイル中に封止したタイプのもの(シルバーコンパス等)がよいでしょう。



(3) 正置の仕方とサム・リーディング

地図を水平に持ち、コンパスをその上に乗せます。コンパスの磁針の向きと、地図上の磁北線が平行になるように地図の向きを変えます(磁針の赤印が北側です。)コンパスは、必ず水平に持ってください。さもないと正確に磁北を示さなくなります。身体の向きを変えるときは、地図の向きを変えないように持ち直してください。通常、地図は、使用目的によっては、不必要な部分が多くあります。不必要な部分は、折り畳み、持ちやすい大きさにしておく便利です。

また、地図上の自分の居る位置(現在位置)を常に親指で押さえておく(サム・リーディングという。)と、現在位置をすばやく正確に地図上で把握することができます。地図上で自分の位置がすばやく分かれば、TXの測向を行ったときもすぐその方向線を記入することができます。ARDF競技では、その競技中に地図を読み、電波で測向し、移動と多くのことを行います。

そのいつの時点でも、地図上で現在位置を知っていることが要求されます。

6 歩測

TXに向かって移動していくとき、地図上の現在位置も地図上で移動していきます。

実際に移動した(する)距離を正確に知ると、地図上で移動した(する)量を知ることができます。ARDF競技中は、巻き尺等で距離を測ることができませんので、歩測という手段で距離を測ることになります。そのためには、自分の歩幅を知っておく必要があります。通常男性は100mを70歩(複歩)ぐらいで、女性は80歩(複歩)ぐらいで歩きます。また、走って測向すると、この2/3~1/2程度になります。この値が分かれば、地図の縮尺から歩数と地図上の長さの関係が決まります。例えば、100mを67歩(複歩)で歩く人の場合、縮尺1:15,000の地図上では10歩が1mmとなります。

3-4 TXの探し方

TXの探査の仕方(一例)

TXの探査の仕方は、各探査者(競技者)によってこととなりますが、ここでは初心者向けの探査方法を紹介します。

1 測定場所の選定

スタートの合図で受信機のスイッチを入れて、走行コースに沿って探査開始地点に向かい、探査開始地点を通過後にTXの方向を探査します。スタートする前や走行コースの中

で探査行為をすることは失格行為となりますので、注意が必要です。

探査開始地点は、見通しの良い平坦地が選定されますが、地形上そのような場所を選定できない場合も多々あります。

このような場合は、地図を良く見て、見通しの良い場所を見つけます。

あまり探査開始地点から離れますとその途中から横道に入ったところにTXがある場合もありますので、注意しましょう。

谷底、背面に急斜面や電線の下では反射波等で不正確になります。

電波の直線性を利用して測向します。

2 一地点で測向する場合

地図上で、測定地点をしっかりと確認します。この場所で「4ないし5個」のTXから発射される電波の進入角度(磁北に対して)を測定します(通常は、Sメーターが最大を示す方向。)

360度アンテナ(受信機)を回転させて最大方向にアンテナを向け、このときの角度を測ります。

測り方は、コンパスを利用して磁針の北方向とコンパスの磁北線を一致させます。

このときのアンテナのフロント方向の角度を読みます。

その都度、地図上に直接記入するか、メモしておいて最後にまとめて記入する方法があります。

一地点の測定方法は、測定線上にTXが存在しますが距離が判りません。

あらかじめアッテネーターボリュームに目盛を書いておき、当該地点からTXまでの距離を推定します。このときの推定TX地点を地図上に書いておきます。

3 二地点で測定する場合

一地点で測向する他にも、もう一地点で測向し、地図上で同一TXへの2線が交差した場所がTXの場所です。2地点間の距離は、離れるほど正確さが増します。

測定した角度を地図に転記する方法は、電波の進入角度をコンパスのN=0度の線に合わせます。次に、地図上の磁北線とコンパスの磁北線に合わせます。この場合、磁針の位置は関係ありません。地図上の測定地点から地図に直線を引きます。

このときに、コンパスの定規が測定地点に届かない場合は、コンパスを平行移動させて測定地点まで定規を移動させます。

このようにして、地図上に4ないし5個のTXを記入してどのルートを通って探査すれば良いか検討します。

なお、ビーコン波を受信して、現在の自分の位置を推定できます。

第4章 競技大会はこうやって開催する

4-1 大会運営の手順

この競技大会の運営については、大会の規模、地域、季節などによっていろいろな手順があると思いますが、運営の手順の始めに、この競技について一般の人に「ARDF」という競技が「どのような競技であるか」ということの説明を十分に行い、理解していただくことが必要であると思います。

そのうえで、場所の設定等に当たれば誤解を与えることが少なく、順調に進めることができます。

1 準備の開始

まず開催が決定すれば実行委員長は大会の規模により、数名ないし10名以下の運営準備委員会などを組織することがよいと考えます。

このときに大会において、審判長及び審判員に就任する者が数名含まれていることが望ましいと思います。

準備委員会などを作ることによって、一部の個人ではなく、数名の者がいろいろな分野を分担して、「情報の収集」とか「外部との交渉」を行い、相互の連携を取りながら、より早く、より広く準備を行うことができます。

2 場所の選定

- ① 場所の設定について、1998年度の改正で大きく変わったのは、競技場を「秘匿する」ことなく「開示する」ことによって、経費と労力の軽減を図ることとした点です。これによって、競技大会の「公示」と同時に競技場所が発表されることとなり、選手が下見することも可能となりますが、「モラルの問題」として、発表後に立ち入れるべきではありません。

競技場所は、競技者及び大会関係者にとって危険が少なく、方向探知に支障のない場所を選択することはもちろんのこと、公共交通機関の便のよいことなどを念頭において、広く情報を収集して選定することが必要です。

一例を挙げれば、オリエンテーリングのパーマネント・コース会場、或いは過去のOL大会が開催された場所等を各県にオリエンテーリング協会に照会するとか、公営・民営のキャンプ場その他公園等を複数の人が分担して調査することも可能です。

この「調査」は十分な時間と労力をかけて、地図上だけでなく、複数の人で実施調査を行うことが望ましいと思います。

- ② 第二に考慮することは、競技の安全性の見地から季節的に高温多湿等により熱中症や海拔高が1,000mを超える地域、傾斜角があまり急な場所が多いときなどを考慮して、コース並びに競技時間、給水地点の設定などを想定しながら場所の選定をすることです。

3 場所選定後の処理

場所の設定については、数箇所を選定して、準備委員会の全員の討議により選定し、必ず公有の「土地」や「施設」は責任者に「ARDF競技大会の趣旨」を十分説明し、使用許可申請の手続きを行い、その許可を得るとともに、隣接する私有地の「所有者」にも十分説明を行い、誤って立ち入ることの了承を得ておくことが大切です。

また、大半が私有地で所有者が複数のときには特に了解の漏れ等がないよう十分に留意することが必要ですが、所有者が不明のときにはその地区の古老に聞くとか、また司法書士等に調査を依頼することが必要になる場合もあると思います。

4 地図の作製

競技場所が決定すれば競技用の地図の作製準備に入りますが、OLマップをそのまま使用することも考慮に入れて検討し、新しく作成する必要があるときには国土地理院の「1万分の1」、若しくは「2万5千分の1」の地図を耐水紙に印刷する(コピーは歪みがでるため使用しないことが望ましい。)ことがよいが、このときは必ず国土地理院に使用許可承認の手続きを取ることを忘れないようにすることが必要と思います。

地図の作製と現地調査に当たり、アマチュア無線家の仲間に「測量士」又は「測量士補」の国家資格を所持している者がいれば、是非参加してもらっておくとよいと思いますが、国土地理院の地図を用いて競技用の地図を作製するときには現地調査の結果と地図が極端に相違している場合を除きなるべく修正等を行わないこととし、修正等を必要するときには国土地理院の承認が必要となることがあると思います。

最近では、パソコンとプリンタを組み合わせた電子地図作製も盛んです。特に、オリエンテーリング用の「OCAD」というソフトはGPSとの連動で、正確な地図が作成することができます。日本のARDFでも、2005年Reg3大会(新潟県)で使用し、好評でした。

また、準備委員に審判長並びに審判員の予定者が含まれていれば、地図作製の時点で「スタート」及び「ビーコン」のマークの刷り入れとか、TX設置位置の想定等ができる利便性がありますから、是非考慮しておくことがよいと思います。

その他に、各市町村には国土地理院の地図を元にして現況に近い、修正された都市計画図が作られていますから、承認を得て使用することもできると思います。

5 大会の広報と参加者の公募

競技大会の諸般の準備に平行し、実施規程第4条から第7条に従って実行委員会を組織して、開催2箇月前までにARDF委員会に開催申請書を提出するとともに、JARLNEWS等に開催地域を開示して、開催日時、参加の条件等を広く広報します。

なお、各方面に「協賛」若しくは「後援」等を依頼するとともに、公序良俗を超えない範囲で業者等の広告を募集することを考えることもよいと思います。

このときの留意事項としては、広報活動において、開催地域の「開示」と前日に来場される者に「宿泊施設の情報」、「自家用車の駐車場」と「車中泊の可否」、「公共交通機関の利用」の案内等を広報することです。当日の来場者には「競技地域内の集合場所」、「受付開始」、「受付締切の時間」、「公共交通機関利用のときの下車駅から所要時間の一般的な概略」などを付け加えると親切です。

後援、賛助等については、この競技大会の「目的」と「内容」は一般的には十分に知らされていないことがありますから、説明することが大切です。

6 大会の準備作業

前項3「場所選定後の処理」又は前項4「地図の作製」が終わった後、実行委員長はできる限り速やかに準備委員会を解散し、実行委員会と審判団を作り、大会開催前日までに運営に係わる作業は実行委員会が、審判に関する作業は審判団が行い、絶えず相互が連絡を密にしながら進行し、前日に全ての実行委員、審判団及び裁定長の合同会議を開催し、相互の意見の調整等を図ることが望ましい。

参加申込の「受付」、「スタート順位の決定」並びに「表彰基準」等に関しては、実行委員長の指示により実行委員会と審判団の中で適任者を選出して行うことが望ましい。

また、この競技は年齢層が広く、「当日の気象条件」、「開催の季節」等を考えて医師を長とする「救護班」を置くことが望ましく、緊急事態を想定し、なるべく早い時期に開催地の消防署と事前に協議して、二次収容医療機関を選定して置くことも考慮することが必要と思います。

① 実行委員会

実行委員会は、会場の設営運営に「必要な資機材の調達」、「搬送」又は「設営」等の全てについて行うこと。

用意すべき資機材は、各大会の規模と実状を考慮して、大会当日、疎漏等がないように十分検討して準備してください。

大会当日は、審判員とともに移動審判、スタート審判、ゴール審判及び計測審判以外の部署は補助として活動していただきたいと思います。

② 審判団

審判長及び審判員は、審判員に関する規約及びARDF競技の実施方法を熟知して審判長の指示に従い公正な審判を行うように務めてください。

受付、資料の配付、荷物の預かり、スタートの呼び込み競技用地図の配布、ゴール後の誘導等には審判員の補助として、実行委員を当てることも考慮します。

③ 裁定長

裁定長は、審判員に関する規約及びARDF競技の実施方法を熟知し、競技者が審判長の判定に不服があり、文書によって再審議の申出があったときは、十分検討して最終判定を下さなければなりません。

なお、審判長、審判員、裁定長並びにコース設定等については、この後の4-2から4-5において改めて説明されていますから、詳細はその項目に従っていただきたいと思います。

7 大会終了の事後処理

① 大会終了当日

競技が終了したことを確認し、可能な限り速やかに競技結果をあらかじめ設定した掲示場所に掲示して、異議申立の有無を待ち、時間を経過して異議申立がなければ表彰基準に照らして表彰を執り行います。そして、このハンドブックの資料2のARDF競技

の実施方法の各項に従って表彰を行い、これをもって大会は全て終了します。

② 当日以降の処理

イ 関係者について

会場借用関係者、近隣者、消防署、二次医療機関などに挨拶を忘れないことが必要と思います。

ロ ARDF委員会等について

なるべく速やかに結果報告書・収支決算書・裁定長、審判長及び審判員名簿・実行委員等の名簿を作成して提出します。

また、大会開催に参加した審判員及び実行委員の各位に従事証明書を発行します。

以上をもって、大会運営の手順の概略を述べましたが、詳細については第6章の後の各資料を熟知されて、今後とも大会開催の結果を元にして、益々の手順が完成されますことを願って、この項目を終わります。

4-2 ARDF競技の審判長、審判員及び裁定長の担当業務

ARDF競技大会における審判に係わる担当業務を把握することは、「ARDF競技の実施方法」の他、「ARDF競技大会実施規程」、「ARDF競技の審判員に関する規約」を理解することも大切ですが、実際に審判を行い、体験的に理解を深める必要があります。もちろん、規程・規約や実施方法は、自己流の解釈をすることなく、白紙の心境で字句そのままの意味を理解することによって、その精神を誤りなく身につけることができるでしょう。

従って、審判長、審判員及び裁定長の担当業務は、規程・規約や実施方法に則り、競技が公平に行われ、円滑に進行するように努めることです。

1 審判員の担当業務

審判員は、競技大会の準備の段階からその担当業務が発生します。特に審判長は、実行委員会(又は、準備委員会)と密接な連携を取り、競技大会が円滑に開催できるように努める必要があります。具体的な担当業務は、実施方法に示されているように、次のような事項があります。

- (1) 審判員の人選
- (2) 審判員の管理統括、担当業務の決定
- (3) 審判会議の開催とその議長
- (4) 競技大会実施に係わる詳細な実施方法の決定
- (5) その他、競技大会に必要な事項の決定
- (6) 競技開始前の競技者に対する詳細な実施方法、注意事項、その他必要な事項の伝達(競技地域の特別な事情によるTX配置等の情報)

以上の事項のうち、(1)、(2)、(3)の事項について、次のような点を留意して計画を立てることをお勧めします。

- (1) 審判員の人選次の場所に審判員を配置する。それぞれの場所での人数は、競技の安全・公正および速やかな進行等を勘案して審判長が決める。また審判員は、競技者のTX探査の目印とならぬように配慮する。

- (1) スタート地区
- (2) ゴール地区
- (3) 競技地域
- (4) その他審判長が特に必要と認めた場所

注) 各TXに常駐する審判員は不要であるが、TXトラブル等が発生した場合には、速やかにトラブルが解消できるよう、審判員または係員の配置を工夫することが必要である。

人数は、競技大会の規模に応じた適切な人員配置にする必要があります。

例えば、競技開始の時は、ゴール地区や競技地域の審判員の一部がスタート地区の補助をすることによって、15人でもそれ以上の効果を上げることができるでしょう。審判員は、競技中、腕章又は記章を付け、審判員であることが識別できるようにしなければなりません。

- (2) 審判員の管理統率及び担当業務の決定
- a 審判団の組織後に、実行委員会と連携を取り、審判員の担当業務を決定します(競技大会前の審判会議参照。)
 - b 競技大会の開催の前後、開催中の各審判員の管理統括
- (3) 審判会議の開催及びその団長
- ア 競技大会前及び競技開始前の審判会議
- この会議において審判長は、次のような事項について協議のうえ、決定します。このうちには、「競技大会実施に係わる詳細な実施方法」と「その他競技大会に必要な事項の決定」に関することが含まれています。実行委員会と密接な連携を取らなければならないことが多いので、十分な意志の疎通を図る必要があります。
- a 競技地域の報告(実行委員会と連携を密にして審判長が行う)
 - b TXの設置場所
 - c TXの電波の周波数、電波の型式、空中線電力
 - d ビーコン送信機(ビーコン)の周波数
 - e 競技情報の決定(特に、競技制限時間、地図の凡例)
 - f 競技者の受信装置の保管場所
 - g 競技者の待機場所(実行委員会と連携を取る)
 - ・ スタート時の待機場所
 - ・ ゴール後又は棄権した競技者の待機場所
 - h スタートグループの人選及び人数
 - i スタートの順番
 - j 選手のゼッケン番号
 - k 競技者への配布物の確認
 - l 競技用地図の管理者
 - m 各審判員の担当業務の確認
 - n 各審判員への配布物の配布とその確認
 - o 競技大会で必要とする詳細な実施方法
 - ・ チェックカードを紛失した競技者の取扱
 - ・ スタート走行コースの決定
 - ・ ゴール走行コースの決定
 - p 競技終了の競技者に対する指示内容
 - q 競技棄権の競技者に対する指示内容
 - r 負傷等により、競技を中断させる必要があると認められる競技者の基準
 - s 競技者に対する注意及び警告の基準
 - t 競技結果に対する異議申立を受理する場所(審判長が居る場所)
 - u その他必要な事項

イ 競技終了後の審判会議

この会議において審判長は、次のような事項を審議して決定する他、必要事項について協議します。

a 競技結果の決定と発表(失格の場合は、理由を付すこと。)

賛否同数の場合は、審判長が決定する。

b 競技結果に対する異議申立の受理。

c 次の状況の取りまとめ

- ・ 競技地域審判員、各 T X 設置場所審判、スタート地区審判、ゴール地区審判から提出された競技状況
- ・ 各 T X の稼働状況
- ・ ビーコン送信機の稼働状況
- ・ その他必要とするもの

2 スタート地区の審判員の担当業務

スタート地区の審判員は、「ARDF 競技の実施方法」で決められている事項の他、競技者が公平かつ円滑に競技を始められるように、担当業務を遂行する必要があります。具体的には、次のような担当業務があります。

a 競技情報の開示

b 競技者の受信装置の保管場所の指示、保管

受信装置には、競技者のゼッケン番号を付す等により識別する。

c 競技者の受信装置の保管完了の報告

d スタート地点における T X の電波の受信確認

e 必要に応じて、競技者の受信装置から副次的に発する電波の強度の測定

f 競技者への配布物の準備と配布

g 競技者への受信装置と競技用地図の引渡

h 競技者のスタート呼出と確認

i スタートの合図、スタート時刻の記録

j スタート走行コース内の競技状況の判定

k その他、競技を進行するうえで、必要な担当業務

3 ゴール地区の審判員の担当業務

ゴール地区の審判員は、「ARDF 競技の実施方法」で決められている事項の他、特に、正確な確認、判定が求められます。具体的には、次のような担当業務があります。

a ビーコン送信機の保守

b ビーコン電波の監視

c ゴールしようとする、又はゴールした競技者に対する次の審判

- ・ ゴール走行コースの途中からの競技者の進入の有無
- ・ ゴール走行コースの逆方向からの競技者の進入の制止
- ・ ゴールした競技者のゼッケン番号の読み取り、ゴール時刻(時・分・秒)の記録

- ゼッケン番号は、競技者がゴールする前にあらかじめ読み取っておく
- ・ ゴールした競技者のチェックカードの回収とその確認
 - ・ ゴールした競技者に対する指示
- d ゴールした競技者の競技結果を集計係(計算センター)へ通知
- e ゴールした競技者の競技所要時間の算出
- f その他、競技大会で必要とするゴール地区に係わる担当業務

4 TXを設置する審判員の担当業務

TX設置場所の審判員は、「ARDF競技の実施方法」で決められている事項の他に、競技大会が円滑に進行するように担当業務を遂行する必要があります。具体的には、次のような担当業務があります。

- a TXの送信開始の操作と所定の場所への設置
 - b 三角柱の設置と探査証明用記録器具の取付
 - c 競技進行中の三角柱と探査証明用記録器具の保守管理
 - d TXの保守
- TXは、損傷しないように設置します。
- e 担当するTXの送信電波の監視
- TXの送信時間の確認、送信切替時間の誤差の確認
- f 最終競技グループの競技制限時刻の確認とその時刻を越えたときのTXの送信の停止
 - g 最終競技グループの競技制限時刻経過後のTXと三角柱の撤去

5 競技地域の審判員の担当業務

競技地域の審判員の担当業務は、「ARDF競技の実施方法」で決められている事項の遂行とともに、各審判員と連携を取り、場合によっては代行することもできるので、各審判員の担当業務を再確認する必要があります。また、競技者と互いに存在を確認することが可能となるので、緊急時(例えば、競技者が致命的な負傷をしたような場合など。)には、冷静、沈着、的確な判断が求められます。具体的には、次のような担当業務があります。

- a 競技用地図以外の地図の監視
- b 立入禁止区域の監視
- c 注意事項に係わる行動に対する注意
- d 欠格事項に係わる行動に対する監視
- e 棄権した競技者に対する処置
- f 救護班との密接な連携
- g 実行委員会(特に運営班)との連携による競技大会の円滑な運営
- h 審判長の指示に基づく、他の担当業務の遂行
- i その他、競技大会で必要とされる業務

6 裁定長の担当業務

裁定長は、競技者からの競技結果に対する異議申立の最終判定をすることができる権限を持っています。裁定長はの具体的な担当業務は、審判長の判定結果を不服とする再異議の申立の受理と判定です

【注 意】

審判長の判定に再異議ができる場合は、その場で裁定するのが難しいことが予想されます。「ARDF競技の実施方法」では、「文書によって5分以内」に再審議を受け付けることになっていますが、直ちに裁定をしなければならないとは、決めていません。場合によっては、裁判のように現場検証等を必要とすることがないとは限らないので、各競技大会において最も適切な方法で裁定する必要があります。

4-3 審判員の心得

審判員は、「ARDF競技大会実施規程」や「ARDF競技の実施方法」をよく理解し、数多くの経験を積んで競技大会を円滑に運営できるよう心がけてください。

1 審判員の基本原則

ARDF競技も一種のスポーツで、各種のスポーツ競技の審判(オフィシャル)と通じるところが多いので、次の事項を基本原則として心得てください。

- (1) 緊急に対応する必要がある場合を除き、審判長の指示に従って行動すること。
- (2) 「ARDF競技の実施方法」(実施方法)に従って、公平な判定をすること。

このためには、「実施方法を熟知すること」が最も重要です。また実施方法を熟知することは、競技者に実施方法を押しつけることではありません。競技に置いては、勘所があるので、できるだけ多くの競技大会に参加して経験をすることが大切です。

- (3) 自信を持ってジャッジ(判定)することです。

曖昧な判定は、競技者や関係者から不信を招き、その影響は多方面に及ぶことがあります。正確なジャッジを行うためには、

- a 事実を正しく確認し、メモを取ること。
- b リラックスの取り方を体得しておくこと。
- c 注意力、集中力を発揮するためのトレーニングをすること。
- d 審判員に相応しい態度、服装、競技者との接し方などを会得するように心掛けてください。

- (4) 紳士淑女であること。

競技者のあら探しをするのではなく、あくまでも全競技者が公平に、かつ円滑に競技ができるように努めることが重要です。特に、「審判員だから実施方法の違反者を見つけなければ」と言う、「意識」は持たないことです。

- (5) JARL制定の「アマチュアコード」に則った、素晴らしい「ジャッジ」と「人格」を期待します。

2 その他

- (1) 今後、ARDF競技を盛んにして行くためにも、審判員の適正な判断が求められます。寛大な気持ちで、審判に臨みましょう。また、幾つかの競技大会に参加し、その経験を経て、上級の審判員になった人は、競技の普及や実施方法の解説など、リーダーとしての役目を果たしていただくよう期待します。
- (2) ARDF競技は、最終的には、世界(国際)大会に繋がった競技です。そのために、実施方法などの改正が行われることがありますので、注意してください。研修会に出席したり、競技大会に参加したりする等して、できる限り、自己研鑽に努めましょう。特に、実施方法の改正があった場合は、研修を受けなければ、その後の競技大会の審判はできにくくなります。

また、審判員資格者証には有効期限がありますから、更新の手続を怠ることのないように気をつけましょう。
- (3) その他、必要な事項は、「JARL NEWS」や「JARL Web」等に掲載されて広報されますので、注意しましょう。

4-4 TXの設置場所の決め方・確認(クラシック競技を例として)

TXの設置距離については、「ARDF競技の実施方法」で規定されていますが、次の手順で確認することができます。

なお、ここでの「距離」とは、すべて競技地図上で測る直線距離とします。

1 競技用地図上に、S(スタート)、すべてのTX、B(ビーコン)、G(ゴール)の各地点を記入します。

2 S(スタート)からの距離について

- (1) S(スタート)と各TX間の距離を測り、すべて750m以上であることを確認します。
- (2) もし750m未満のTX設置で競技を実施する場合は、「特例がある」旨を、競技開始前に、競技情報として選手へ伝えます。

(例1) 一部のTXはS(スタート)から750m以内に設置されています。

(例2) S(スタート)に最も近いTXは、スタート地点から〇〇〇m以上のところに設置されています。
- (3) B(ビーコン)の位置も、S(スタート)から750m以上離れていることが望ましいが、750m未満であってもかまいません。

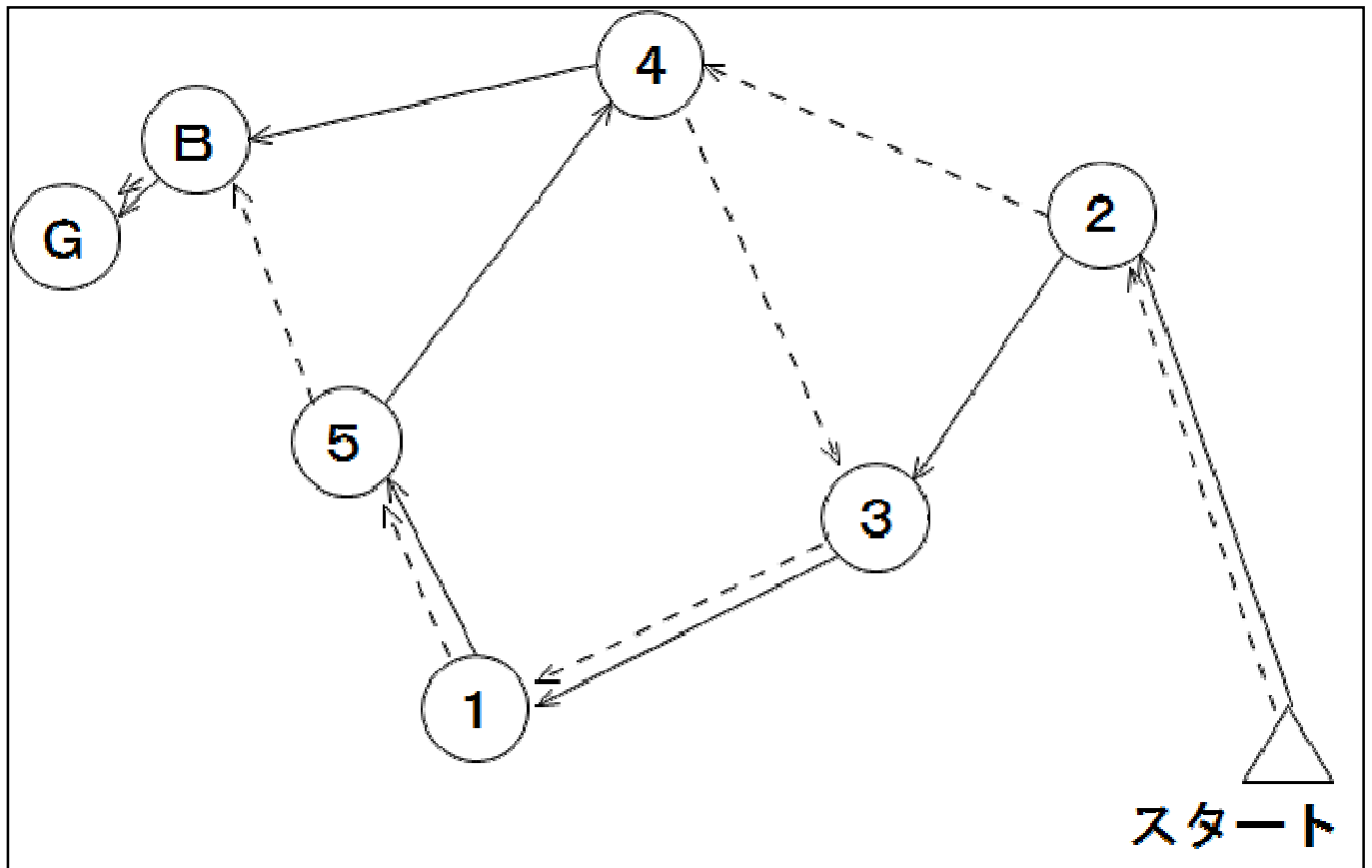
3 各TX間の距離について

- (1) すべてのTXの距離を測り、すべて400m以上であることを確認します。
- (2) もし400m未満の間隔のTX設置で競技を実施する場合は、「特例がある」旨を、競技開始前に、競技情報として選手へ伝えます。

4 最短経路距離について

- (1) 5個のTXを探索する場合の最適な順番を想定します。
- (2) S(スタート)から、最適な順番で5個のTXを経由して、B(ビーコン)を通

- てG(ゴール)までの距離を測り、5～12kmの範囲であることを確認します。
- (3) もし5～12kmの範囲ではない設置で競技を実施する場合は、「特例がある」旨を、競技開始前に、競技情報として選手へ伝えます。



<最短経路略図の1例>

4-5 ARDF 審判員に関する規約について

この規約は、公認、支部、地方及び全日本 ARDF 競技大会において、競技の審判に従事する審判員に関する事項を定めています(第1条)。

1 審判員の資格の種別、申請の要件

審判員の資格の種別は、A級、B級及びC級審判員の3種類とし、その資格者証の申請要件は、次のとおりです(第2条)。

a A級審判員

B級審判員資格者証を有するものであって、公認、支部、地方、全日本 ARDF 競技大会又は IARU の主催する競技大会において、審判員等(審判員、審判長、裁定長及び実行委員会委員を言う。以下、同じ。)として、2回以上従事した者(第2条第1項(2))。

b B級審判員

ARDF 委員会が認めた「ARDF 審判員講習会」を受講して、その講習会の履修証明書を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者と ARDF 委員会が認めた者(第2条第1項(2))。

c C級審判員

A級審判員資格者証を有する者が行うC級審判員養成教育を受講し、その受講証明書を有する者。

2 審判員資格者が競技大会において従事できる担当業務

A級又はB級審判員が、競技大会において従事できる審判に係わる担当業務は、表1-1のとおりです(第2条第2項)。

B級審判員は、全日本 ARDF 競技大会の審判長及び裁定長の業務を担当することはできず、C級審判員は、A級又はB級審判員と実地に行動を共にする必要があるため、単独で審判業務を行うことができません。

<第1-1表 審判員資格者が競技大会において従事できる担当業務>

資格の種別	競技大会における審判に係わる担当業務
A級審判員	競技大会の審判員、審判長又は裁定長
B級審判員	(1) 競技大会の審判員 (2) 公認、支部及び地方大会の審判長及び裁定長
C級審判員	競技大会の審判員で、A級又はB級審判員の監督の下に行う業務

3 資格者証の交付申請者の条件

A級、B級又はC級審判員の資格者証の交付を希望する者は、所定の様式の「資格者証交付申請書」に、添付書類及び手数料(1,000円)を添えて連盟会長に提出します。この場合、申請者は、申請書の提出日において、次の条件を満たしていなければなりません(第2条第3項、第10項)。

- a A級又はB級審判員は、満18歳以上であること。
- b A級審判員の場合、資格者証の申請時に連盟の会員であること。

4 資格者証の交付

連盟会長は、第3項の条件に合致している資格者証の交付申請者に対しては、有効期間が交付の日から5年を経過した年度末(3月31日)の資格者証を交付します(第2条第4項)。

5 資格者証の訂正

審判員資格者は、資格者証に記載した呼出符号、氏名に変更を生じたときは、所定の様式の「資格者証再交付申請書」に、添付書類及び手数料(500円)を添えて、連盟会長に提出し、訂正に代えて新たな資格者証の交付を受けなければなりません(第2条第7項、第10項)。

6 資格者証の再交付

審判員資格者は、資格者証を汚し、破り、又は失ったために、資格者証の再交付を受けようとするときは、所定の様式の「資格者証再交付申請書」に、添付書類及び手数料(500円)を添えて、連盟会長に提出しなければなりません(第2条第7項、第10項)。

7 資格者証の更新

審判員資格は、その資格者証の有効期間満了に伴い、資格者証の更新をしようするときは、所定の様式の「資格者証更新申請書」に次の書類及び手数料(500円)を添えて、連盟会長に提出します(第2条第8項、第10項)。

更新を行うためには、原則として1回以上の審判員等の従事経歴が必要ですが、従事機会がなかった場合、ARDF委員会の知識の検証を受けることによって更新ができます。申請する前に、連盟事務局に問合わせて、検証用紙を受領してください(附則4)。

- a 資格者証の交付の日以降に開催された競技大会の審判員等に係わる従事経歴を証明する従事証明書。
- b 資格者証の交付の日以降に研修会が開催された場合、その研修会に出席したことを証明する研修証明書。
- c ARDF委員会の知識検証用紙。

8 失効した資格者証の復活

資格者証の更新をしなかったために、資格者証が失効してしまった者が、その資格者証

の復活を希望する場合は、下記の要件を満足することによって資格者証の交付を申請することができます(第2条の2)。所定の様式の「資格者証交付申請書」に添付書類及び手数料(1,000円)を添えて連盟会長に提出します。

- (1) A級、B級又はC級審判員資格者証が失効している者は、ARDF委員会の知識の検証を受けることによって復活することができますので、申請する前に連盟事務局に問合せて、検証用紙を受領してください(第2条の2第1項)。
- (2) A級審判員資格者証が失効している者で、審判員講習会を受講した場合は、その履修証明書を添付することにより、資格者証の交付を申請することができます(第2条の2第1項(2))。
- (3) B級審判員資格者証が失効している者で、(1)により復活をする場合、失効した資格者証の有効期間内に2回以上の審判員等の従事経歴があれば、従事証明書を添付することで、いきなりA級の審判員資格者証の交付を申請することができます(第2条の2第2項)。

また、失効した資格者証の有効期間内の従事経歴は、A級審判員に昇級するための条件に有効であるため、ARDF委員会の知識の検証を受けてB級に復活させた者が、失効した資格者証の有効期間内に従事した経歴1回と、復活後の従事経歴1回の計2回で、A級審判員資格者証を申請することができます(第2条の2第3項)。

当然ながら、B級審判員資格を失効した者が新たに審判員講習会を受講すれば再取得できますが、この場合も、失効した資格者証の有効期間内の従事経歴は有効であるので、2回の従事経歴があれば、いきなりA級の審判員資格者証を申請することができます。

9 審判員資格者の研修会

ARDF委員会は、競技大会の実施方法の改正を行った場合、審判員資格者に対して、その周知等を目的とする研修会を開催することができる(第3条第1項)。この研修会に出席した者には、所定の様式に研修証明書を発行する(第3条第2項)。

なお、出席しない者は、資格者証の更新ができなくなりますから、注意してください(第2条第8項)。

10 審判員講習会の開催、履修証明書

- a 満20歳以上の連盟の会員、連盟の登録クラブ及び連盟支部は、B級審判員を養成するためのARDF審判員講習会を開催することができます(第4条第2項)。
- b 講習会を開催しようとする者は、開催予定日の2ヶ月前までに、所定の様式の「審判員講習会開催申出書」2通をARDF委員会に提出します(第4条第2項)。
- c 講習会は、ARDF委員会編集の教材による約4時間の授業とし、履修者には、所定の様式の履修証明書を付与します(第4条第4項、第5条第1項)。また、講師は、ARDF委員会から派遣します(第5条第2項)。
- d 講習会の運営は、原則として履修者の参加費によって賄わなければなりません(第4条第3項)。
- e 講習会の開催者は、講習会終了後、速やかに所定の様式の「履修者名簿」を、ARDF委員会に提出しなければなりません(第4条第5項)。

- f ARDF委員会は、講習会に関し、不正の行為があったと認めるときは、その不正行為の関係のある者について、履修証明を無効とする等の処分を行うことができます。
なお、処分を行うときは、不正行為関係者にその内容を通知します(第4条第6項)。

1.1 C級審判員養成教育

C級審判員の養成教育は、B級審判員証を持っている者なら誰でも随時開催できます。審判員の担当業務に必要な事項について、3時間以上の教育を実施し、受講者に対して受講証明書を発行します。

養成教育を行う場合、B級審判員講習会のように、連盟事務局に開催を申し出る必要はなく、テキストも、ARDF委員会編集の教材を使用する必要もありません。

また、この養成教育は、原則的に受講者から受講料を徴収することはできません。

第5章 競技大会を安全に実施するために

5-1 競技大会の安全ガイダンス

1 競技参加者に対する安全対策ガイダンス

ARDF競技の愛好者は、年齢層も年少者からかなり高齢者まで、その範囲が広く、また必ずしも常日頃充分に自分の体をトレーニングしている者だけが参加するとは限りません。従って、競技に参加するにあたって、健康管理に対する意識も様々でありますので、参加者には是非守っていただきたい常識的な健康診断チェックを次のようにまとめました。

健康診断チェック

- (1) 日頃の自分のコンディションを十分把握しておき、健康診断等を受けておいてください。
- (2) 次に該当する人は、当日の参加をご遠慮ください。
 - a 酒の飲み過ぎ、寝不足と思ったとき。
 - b かぜ気味、下痢気味のとき。
 - c 頭がボーッとして、のぼせるようなとき。
 - d 自分の脈拍を知っていて、異常が感じられたとき。
 - e 腕が締めつけられるようなとき。
 - f 喘息のある人や呼吸が苦しくなるなどの経験がある人。
 - g これまでに、心筋梗塞や狭心症などと医師から診断されたことのある人。
- (3) 身体が不調なときや競技中、無理だと思ったらすぐ競技を棄権してください。競技中の事故については、主催者は応急処置を行います。それ以外の責任は負いません。各自十分注意してください。

参加者全員は、競技主催者により、傷害保険に加入していますが、近年の傷害保険のほとんどは、熱中症を保険適応の対象外としています。競技者は水分補給用飲料水を持参して競技に参加する等の準備をしてください。また、事故・怪我等により医療機関にかかる場合も想定して、健康保険証を持参することも重要です。

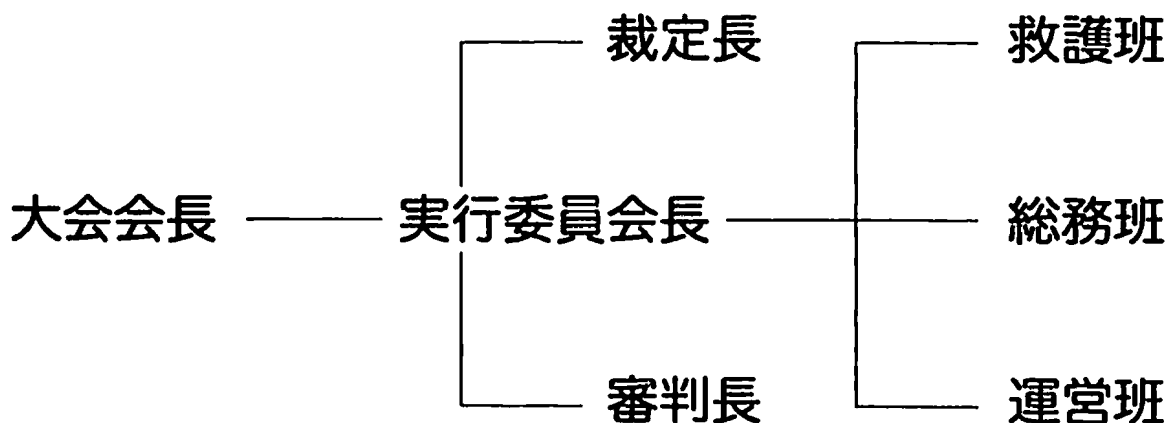
2 競技主催者に対する安全対策ガイダンス

これまでに述べてきましたようにこの競技は、競技者が森林・原野を疾走してTXを探査するために、医学的にある程度リスクを覚悟しなければなりません。事故が発生した場合は、当然のこととして主催者は最善の処置を取るわけですが、更に主催者の管理体制を示すために、次のことを実行しましょう。

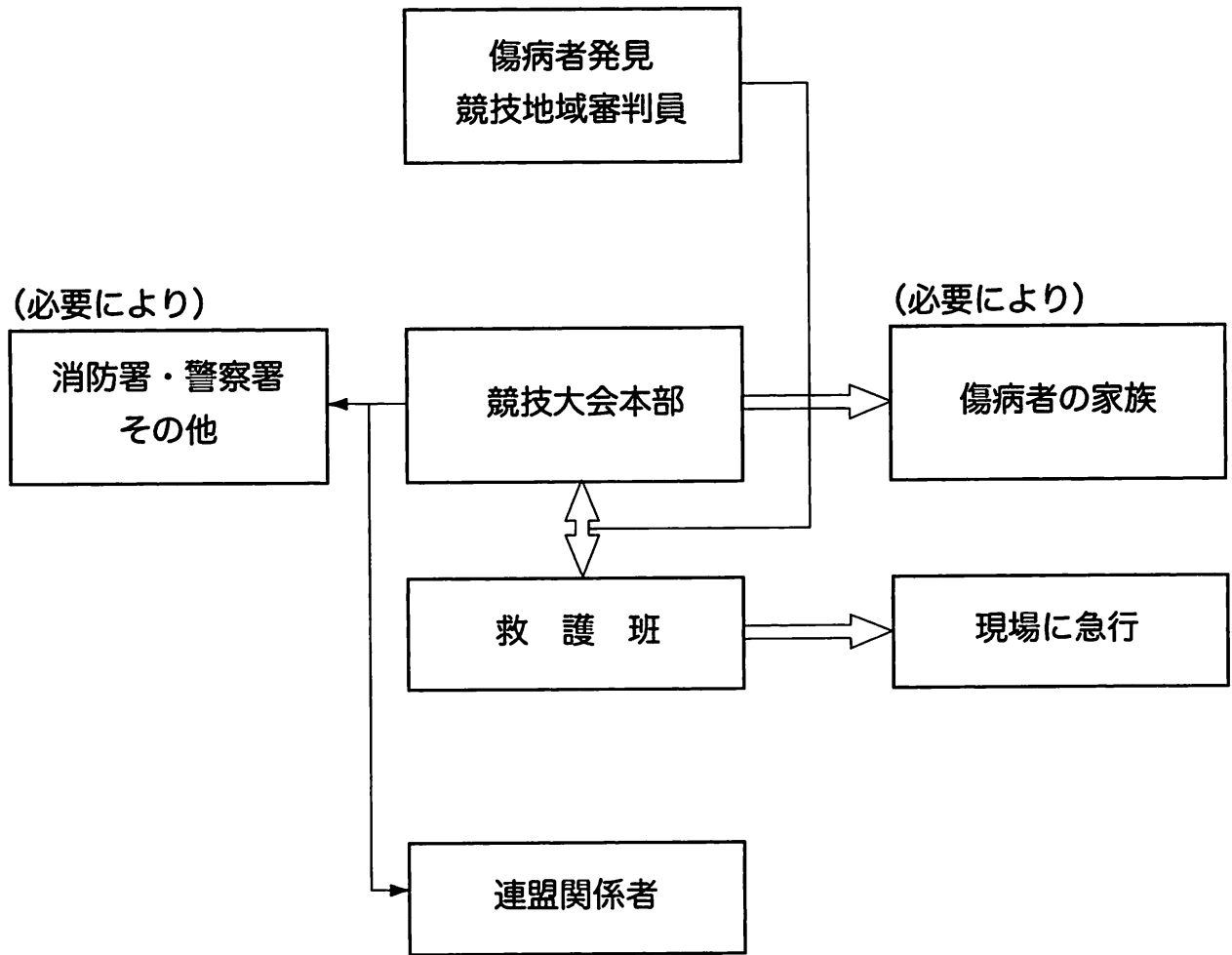
- (1) 参加者とその家族から健康状態などについて誓約書、承諾書を提出させる。
- (2) 競技主催者は、選手全員に競技中の事故・怪我の対応として、傷害保険をかけるなければならない。
- (3) 救護班を明記した競技大会組織図を作成し、競技大会本部に掲示する。組織図の見本は、下図にあります。

- (4) 緊急時の連絡網と連絡先一覧表を作成し、競技大会本部に掲示する。また、救護班受付場所(窓口)の看板を掲げる。
- (5) 競技地域の審判員に対して、緊急時における救護班との綿密な連携について、再度徹底する。通報の順序は、傷病者の意識の有無、又は外傷かを優先し、次に発生の場所を連絡する。
- (6) 救護班は、怪我人などが発生した場合、応急処置ができるようにしておくことが望ましい。
また、事前に当日利用できる医療機関、消防署などを確保し、緊急患者の受け入れ等について、話し合いを済ませ、怪我人が出た場合などの対応が十分にできるようにしておく。
- (7) 必要により、競技地域の適宜な箇所に、給水施設を設けることが望ましい。
- (8) 参加者の名簿(住所、電話番号等)を必ず作成する(参加申込書をゼッケン番号順にファイルしたもの。)

【 競技大会組織図の見本 】



【 連絡網 】



《 緊急連絡先一覧表 》

名称	所在地	電話番号
消防署		
医院		
警察署		
タクシー		
保険会社		
連盟関係 ARDF委員長 地方本部長		

5-2 ARDF 競技と救急処置について

1 ARDF という競技の医学的考察

「ARDF」という競技は、医学的にも身体的にもハードなスポーツです。

また、年齢層も少年少女から、かなりの高齢者まで広い範囲の者が参加しますが、必ずしも普段から十分に自分の体をトレーニングしている者だけが、参加するとは限りません。

従って、この競技は、医学的にはある程度リスクが含まれると思われま

す。特に、発生すれば一番危険性が高いと思われるものは、男女を問わず中高年者が急激な運動による過労から起きる呼吸停止、心停止、心筋障害及び脳循環障害などです。

次に、スポーツとそれによる突然死の社会的責任について簡単に触れますと、主催者としては参加者にどのような誓約を取っていても、現実突然死が発生したときに、どう対処すべきかを十分に考慮して、事前に考え得る最善を尽くしていなければ、その責任を免れることができないのが現状であると思います。

そこで、競技大会の開会式からスタートまでの限られた時間内に、多少無理が有るかもしれませんが、ぜひ短い時間でもスタートの前に準備運動を実施することが医学的に望ましいと考えます。

また、現実突然死に競技参加者が、競技中に意識不明などの危篤な状態に陥ったときのために、審判員は以下に述べる救急救命処置の手技を修得されることがよいと思います。

2 救急救命処置と審判員の関連

競技開始後は、競技区域内では審判員が一番自由に行動のできる立場にありますから、傷病者が発生すれば審判員が第一発見者になる可能性がもっとも多いと思います。

従って、そのときに審判員が確実な初期救命の方法を実施することができれば、尊い人命を助けることが多いと思われま

す。医学的統計によると、これから述べることを一刻も早く実施することによって、約70%の人名は救助されると言われています。審判員が、もし意識を失って倒れている人を発見するか通報を受ければ、直ちに救護班に、まず第一に意識の有無、または外傷かを通報し、次に発生の場所を連絡すると同時に、意識が無ければ一番近くの審判員に応援を依頼して場所などを連絡し、救急救命処置を速やかに実施して下さい。

救急救命処置については、総務省消防庁からWEB提供されています。

「救急蘇生法の指針2015」監修：日本救急医療財団心肺蘇生法委員会 を参考に、事前に研修を行い知識・技能を学んで下さい。

以下のアドレスから閲覧・ダウンロードできます。

https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kyukyu_osei/sisin2015.pdf

第6章 競技大会のスキルアップのために

最近のARDF競技では、スポーツ的色彩が強くなってきています。競技の目的を理解し、競技大会を正しく運営することが重要になっています。

ARDF競技のルールの解釈については、よく議論されます。しかし、競技の本質についての議論はあまり多くありません。「ARDF」という競技は、「様々な技量(走力・電波探査力・地図の読図力など)の総合的な優劣が結果に反映するような競技」であるべきです。

道路や小道のたくさんあるような地域で、小道に隣接してTXを設置したり、TXの探査のルートが決まってしまうようなコースを作ることは比較的簡単ですが、競技がランニング大会のようになってしまいます。

これでは、ARDF競技で競う、様々な技量の一部だけで順位をつけてしまうことになります。

ここでは、ARDF競技のコース設定や競技大会の運営に関するあるべき姿を記します。現状では、すべてを満足することは困難かもしれません。

競技大会を開催・運営する人は、ここに書かれていることを目標に、それぞれの実情を考慮してコースの設定をして下さい。

1 競技責任者の役割

この競技責任者に関しては、ルール上では明確には定義されていませんが、ここでは「競技地域・使用する地図の選定、スタートとゴール及びTXの設置場所の決定をする人」とします。一般的には、審判長がこの役割を担うことが通常だと思われます。この人こそが、競技の質を左右する重要な役割を担っています。

ARDF競技では、競技者の技量がフェアに結果に反映されなければなりません。競技がフェアであるということは、小さなミスは小さなロスタイムに、重大なミスは大きなロスタイムに、失格は重大なルール違反を犯したときになるように設定・運営されていることです。もし可能であれば、コースの中になるべく様々な課題を設定して下さい。そうすることによって、偶然によることなく、本当に実力のある人が上位に入賞することができるのです。

目標は、競技者の満足であるといえます。競技者を尊重しなければなりません。

2 ARDFコースの基本的な要件

2-1 競技のルール

「ARDF競技の実施方法(以下、「実施方法」と略す。)」では、競技地域、コース距離、TX設置場所、TX電波の受信可能な要件、競技情報、競技用の地図、スタート・ゴールの走行コース等について明記されていますので、遵守して下さい。

2-2 ARDFの目的を考慮したコース

ARDFは、「ARDF競技大会実施規程」に定義されているように、受信機と地図を使ってTXを探査する競技です。コース設定にあたっては、次の3点を考慮して下さい。

- ・ ARDF競技は、「走力」と「方向探知能力」を競うものである。
- ・ 「方向探知」は、受信装置によって「探査」するものである。
- ・ 「方向探知」と「体力的な難易度」は、競技者の「レベル」や「クラス」によって変化させる。

「方向探知能力」と「集中力」が、結果に反映することが重要である。

2-3 競技はフェア性を保つこと

競技のフェア性は最大限尊重される必要があります。競技の成績は、競技者の「能力」と「成果」を反映するものでなければなりません。競技は、数多くの課題を競技者に課すものですが、これらの課題はすべての競技者に同じように課せられる必要があります。

2-4 ARDF競技での好ましくない事例

- ・ コース距離が不適切な場合。
- ・ TX間のルートが単純すぎる場合。
- ・ 地図と現地が著しく異なっている場合(特に、TXやゴールの周辺。)
- ・ 競技者が近くにいるとTXの位置が遠くからわかる場合。
- ・ TXが意地悪く隠されていたり、極度に通行困難な藪の中に設置されている場合(TX周辺に競技者が集まってしまう。)
- ・ スタート地区付近を通過するようなコースが設定されている場合。
- ・ 競技者の様子が遠くからわかるような広い耕作地や牧草地を通過するようにコースが設定されていたり、立入禁止区域や危険な区域を通りたくなるようなコースが設定されている場合。
- ・ ゴール地区の場所やゴールレーンの入口がわかりにくい場合。
- ・ 多くの競技者が集中して通る道(特に、両方向に。)ができてしまう場合。
- ・ すべてのクラスで最初に探すTXが同じになってしまう場合。

3 競技地域と地図の選択

3-1 競技地域

国際大会や全日本競技大会のような大きな競技大会を開催する場合、初めに考慮することは、宿泊施設をどうするかという点だと思います。宿泊施設は、予算や競技大会の性格によって選択の幅が広いのですが、競技面から考えると競技地域に1時間程度で移動できることを選択の条件に加えてください。

競技地域の選択で重要なことは、その地域の管理者(私有地の場合は地主、公有地の場合は管轄する役所。)の許可を受けておくことです。これは、競技大会の準備の最初に手掛ける仕事になります。

実施方法では、「競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、その高低差は200mを超えないこと。また、次のような場所は避けなければならない。

- (1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所。
- (2) 通常の方法で方向探知に支障のあるものがある場合。

」と規定されています。

競技地域の選択には、この規定を基に競技大会のレベルに応じて適当な地域を選択します。選手権大会のようなハイレベルな競技大会では、複雑で細かい地形が多く、規則的で整然とした小道等が無い地域が良いでしょう。逆に、初心者の多い競技大会では、単純な地形や整然とした小道等が多いほうが面白い競技になります。急斜面の地域が多く、山登りのようなコースになってしまう地域はARDF競技に適していません。避けなければならない場所として、交通の激しい所・崖や水域のある所・野生動物のいる所・変電所など送電線の集中している所があります。

なお、世界選手権等の国際大会では、高低差の200m以内という規程に関して、スタート・ゴール・各TXの地点の高度差と解釈されているようです。また、避けなければならない場所の例として、鉄道・高速道路・高圧線・深い谷や河川・野生動物やヘビの生息地・電話線や低圧の電柱や電線などがあげられています。

3-2 競技用地図

実施方法では、「2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート・ビーコン送信機(ビーコン)、磁北及び縮尺(又はスケール)並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図はできる限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。」を規定されています。

地図は、少なくともスタート・ゴールと各TXの周辺は正確に表現されている必要があります。地図の正確さを確認することは、競技責任者の重要な担当業務です。もし可能であれば、競技が行われる時期と同じシーズン(植生状態が同じとき。)に確認してください。もし、この確認時に明らかに地図と現地の不一致が見つかったときには、地図を修正するか競技ルートの変更を行うようにしてください。

立入禁止区域は、地図上に明記して置く必要があります。これには、危険な地域や地主等の了解が得られなかった地域等が該当します。TXの設置場所の選定にあたっては、ベストルートをとった場合にこれらの地域を通らないように心掛けてください。

4 ルート

4-1 コース

ARDFのコースは、チェックポイントであるTXの位置によって決まってしまう。しかし、うまく設定されたARDF競技は、TXそのものを探査することだけではなく、TX間のルートを決めるかを試すコース設定がなされています。そのような場合、あるTXから次のTXに向かうルートが必ず複数存在しています。競技者は、どのルートを選択すべきかを考えさせられます。もし、2つのTXが1本の明確な道に隣接していれば、恐らくその道には競技者が集中し、自分で探査しなくても次のTXに到達できてしまうかもしれません。好ましいコースは、競技者を競技地域の中に分散させ、他の競技者の力を借りることなく自力でTXを探査するように設定されたものです。もし可能であれば、異なったクラス毎に(ベストルートにおいて。)最初の探査すべきTXが違うように設置することを試みてください。この目的で、実施方法では、クラスによって、スタート走行コースを分離することを推奨しています。

コースの距離については、過去の競技大会のルールにそぐわないことが何回かあり問題になりました。コース案を作成したときには、「TX設置距離チェックリスト」を十分活用して、距離のチェックを実施することを忘れないようにしてください。

また、ARDFは、非常にハードな競技です。暑い時期の開催では、競技コースの途中で飲料水などの提供をする場所として「給水ポイント」を設ける配慮も必要になります。

4-2 スタート地区

スタート地区は、車の乗り入れができる場所を選ぶと良いでしょう。スタート地区の待機場所には、ウォームアップ場所を確保してください。この場所は、競技地域との境界を明確にし、スタート後の競技者を見ることができないように配慮します。ウォームアップ場所には、観戦者の立入はできません。待機場所・ウォームアップ場所・受信機保管場所等の境界線をはっきり表示してください。

競技大会の主催者は、スタート前の待機場所にテントや建物等の施設の準備を考慮してください。これは、待機する競技者のコンディションを維持するためのものです。スタート順の遅い競技者は、数時間も自分のスタートを待たされます。スタート前のコンディションを公平にするために、競技者がリラックスできるような場所を用意するように心掛けてください。気候にもよりますが、最悪の天候を考慮しておくことが重要です。

スタート地区では、呼出を受けた以降の競技者がスタート前の競技者や応援の人達と情報のやり取りができないようにうまく隔ておくことも必要です。呼出前であっても、スタート前の競技者は誰とでも会って話ができるわけではありません。一緒にスタートへ来た応援やコーチの人と会うことは構いません(競技大会によっては、競技者以外の人をスタート地区に来ないように制限することもあります。)が、既にスタートした人や競技地域やゴール地区から戻って来た人(受信機の不具合などでスタートに戻って来る競技者もいますが、審判員以外とは会えないように注意する必要があります。)と会うことはできないようにする必要があります。

実施方法では、スタート走行コースを設けるように規定されています。スタート走行コースは、走り易いように設定してください。また、どこがコースかがわかりやすいように、特

にスタート走行コース終点＝探査開始地点がはっきりわかるように明示してください。

実施方法では競技情報を掲示することが規定されています。

「その他審判長が特に必要と認める事項」の中には、実施方法によらない、いわゆる「ローカルルール」が含まれますが、やむをえない場合以外はローカルルールを使用すべきではありません。

ここで重要なことは、主催者側から発信される情報が確実に競技者に届くような配慮がなされているかということです。実施方法で規定されている内容以外でも重要な事項(変更点など)は、口頭によるものだけでなく掲示して伝達することが誤解を無くすために重要です(特に、国際大会や外国人の参加者がいる場合は気を付けてください。)

スタート地区からゴール地区への輸送や移動には細心の注意が必要です。競技者の衣類や応援の人をスタートからゴール地区に送る場合、ゴール地区から情報が逆流しないように注意しないとけません。誰が既にゴールしたとか、どのくらいの時間でゴールしているか等の情報も、スタート前の競技者に届くと競技の公平性を失ってしまいます。

5 TX

5-1 TXの設置場所(クラシック競技の場合)

TXは、見通しの良い場所や遠くから見通せる特徴物には設置しないようにします。TX本体・紅白の三角柱及びTXへ通じる小道は、競技者が行き交う道や場所からはできる限り見通せないようにする必要があります。

また、競技者が自由な方向からTXの記録器具に近づき、去っていけるように配慮してください。

TX設置場所の10～20mの距離まで到達できれば、ARDFの競技としては十分探査できたといえます。このため、紅白の三角柱は10～20m離れたところから見えるように設置します。TXに到達した競技者が遠くから見えるのも好ましくありません。近くにいた競技者に偶然のチャンスを与える可能性があるからです。

TX周辺の植生にも注意が必要です。例えば、背の高い草に覆われた場所にTXを設置した場合、最初に到達する競技者は草のジャングルをかき分けなければなりません、そのうちそこに道ができあがり最後にやってくる競技者は悠々とたどり着くことができます。

また、急斜面にTXを設置することも好ましくありません。遠くから見通せるからです。

自然保護の観点からは、動物の巣がありそうなところや湿地や泉、新しく造られた植林地等にTXを設置するのは好ましくありません。

実施方法では、「審判員は、競技者のTX探査の目印とならないように配慮する。」と規定されています。TXや紅白の三角柱より、先に審判員を見つけられることがあってはなりません。

また、他の審判員や運営者等が競技地域内でTXの近くを行動するときは、競技者にTXの位置を察知されないように慎重に行動してください。

5-2 TX

ARDFのコースでは、TXは大変重要な役割を持っています。このため、TXに必要な要件はできる限り正確に決められ維持される必要があります。

(1) TXに必要な電氣的な要件は、実施方法に規定されています。ここで注意しておきたいのは、送信機とアンテナのマッチングです。特に3.5MHzの場合、現地で送信機のチューンをとる場合がありますが、競技中にこのチューンがずれることの無いように注意が必要です。

(2) 送信機・アンテナ・記録器具は、機械的に頑丈につくり、誰でも取り扱えるようにしてください。これらの装置は、屋外で場合によっては悪天候の中、4～8時間安定に動作する必要があります。そして、数多くの競技者がこのTXにやって来ます。記録器具は、手荒に扱われるかもしれません。

6 ゴール

実施方法では、必要なTXを探索した競技者のゴール地区への向かい方と、ゴール地区の設定と手順が規定されています。

「ゴール地区に向かう競技者は、競技用地図とビーコン電波を利用する。」

「ゴール地区には、ゴール走行コースを設ける。なお、ゴール走行コースの長さは50m以上、入口の幅は10m以内とし、最後の20mは直線が望ましい。ゴール走行コースの長さの上限は定めないが、全区間テープ等で走行コースを明示する。ゴール走行コースを通り、ゴールラインに到着した競技者の到達時刻を記録し、スタート時刻からの競技所要時間を算出する。あらかじめ、競技者自らが到着時刻を記録するように定められた場合は、所定の方法により競技者自らがこれを行うものとする。競技者は、ゴールラインを超えたら、その後の行動は、審判員の指示に従う。」

ゴール走行コースは、走りやすいように設定してください。コースの幅は、二人の競技者が併走し追い抜きができるように設定してください。

また、コースの両面にそれぞれ1m程度の立入禁止ゾーンを設定することを推奨します。応援の人や競技を終えた人達からゴール走行コースを明確に分離するためです。

特に規定には明示されていませんが、現地でゴール走行コースの入口を明確に表示することが重要です。地図とビーコンを頼りに近づいてくる競技者が迷うことなくゴールにたどり着けるように、走行コースの入口とゴールラインを目立つように設定してください。

実施方法には明記されていませんが、「競技大会の安全対策ガイダンス」の競技主催者に対する安全対策ガイダンスの中で、救護班を組織するようにうたわれ、救護班は怪我人などが発生した場合、応急処置ができるようにしておくことが望ましいとされています。通常、この救護班はゴール地区で待機しています。この他、主催者はゴール地区に次に示すものを用意してください。

悪天候の場合に競技者の濡れた体を保護する建物等・スタート地区で預かった上着等の衣類の返却・十分な量の飲み物・泥を落としたり汗を流したりする簡単な水道設備・競技大会会場へ戻るための交通手段等。

競技を終了した競技者は、競技中やスタート前の競技者と厳格に隔離され、接触することの無いように配慮してください。

可能であれば、競技結果の速報を随時掲示すると良いでしょう。もちろん、この速報には失格事項などが反映されていませんので、最終成績は別途正式に発表する必要があります。

7 集計ソフト

集計はパソコンで行うことで大変便利になりました。最近の全日本A R D F競技大会では、一度に200人からのデータを処理しなくては行けませんので、S Iシステムなどが使用できるソフトが使用されるようになりました。

2001年に新潟県で行われた全日本A R D F競技大会で使用した「集計ソフト(作者：JHφUFU遠藤和夫氏が無償で提供)」が年々バージョンアップして、現在ではS Iシステムに対応し、集計から賞状印刷データの作成までできる便利なものとなりました。

このような集計ソフトを使用することで、スピーディーな結果発表ができますので、積極的に使用することをお勧めします。

8 注意事項の伝達

参加者の満足するような良い競技大会の運営には、注意事項などの情報を上手に伝達することが重要です。競技大会の参加申込をするときからすべての参加者は、「正しく、明確な、十分な、そしてタイムリーな」情報を必要としています。これらの情報・注意事項は、文書で伝達するのが原則です。事前又は当日、文書にまとめて配布することが望ましいでしょう。重要な情報、緊急に決まった情報等は、当日掲示によって伝達してください。

9 最後に

競技大会は、競技者のために運営されていることを忘れないでください。従って、競技者に満足してもらうことと、公正でフェアな競技を実施することが、運営者と審判の最終目標であると言えます。

Reg. 1のARDF WGのページは、

<http://www.iaru-r1.org/index.php/ardf>

この中で、ルールに関しては、

<http://www.iaru-r1.org/index.php/ardf/documents/rules>

規程及び規約に基づく主な申請(届)書の様式

「ARDF競技大会実施規程」及び「ARDF競技の審判員に関する規約」においては、申請、届出、報告書などの必要な書類の様式は、別に定めることになっています。

このため、審判員として必要な書類の様式を次にまとめておきますので、参考にしてください。

なお、これらの書類は、連盟事務局(業務課)に用意してありますので、必要な方は、返信用封筒(所定の金額の郵便切手を貼り、宛先を記載したもの。)を添えて、お申出ください。

同CD内には以下の書式を同梱しています。

ARDF競技大会実施規定PDF
ARDF競技大会の実施方法PDF
ARDF委員会名簿PDF
ARDF委員会規定PDF

地方ARDF競技大会 申請(届)書の書式

地方ARDF競技大会開催計画書
地方ARDF競技大会結果報告書
地方ARDF競技大会成績表
地方ARDF競技大会実行委員名簿
地方ARDF競技大会審判員名簿
地方ARDF競技大会収支報告書
地方ARDF競技大会送金依頼書

支部ARDF競技大会 申請(届)書の書式

支部ARDF競技大会開催申出書
支部ARDF競技大会結果報告書
支部ARDF競技大会実行委員名簿
支部ARDF競技大会審判員名簿

公認ARDF競技大会 申請(届)書の書式

公認ARDF競技大会開催申出書
公認ARDF競技大会結果報告書
公認ARDF競技大会実行委員名簿
公認ARDF競技大会審判員名簿

TX設置距離チェックリスト

審判員資格に関する 申請(届)書の書式

ARDF審判員資格者証交付申請書
ARDF審判員資格者証訂正・再交付申請書
ARDF審判員講習会開催申出書
ARDF審判員講習会履修者名簿
ARDF B級審判員講習履修証明書
ARDF C級審判員養成教育受講証明書

JARL所有送信機について

JARL所有SIシステム機材について